

令和3年11月定例会

(2021年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第26号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第27号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和2年度の業務実績に関する評価結果の報告について	7	-
報告第28号	地方独立行政法人市立吹田市民病院第2期中期目標期間の業務実績に関する見込み評価結果の報告について	87	-
議案第83号	吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	157	5
議案第84号	吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について	161	15
議案第85号	吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	163	17
議案第86号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	167	31
議案第87号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	169	37
議案第88号	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について	175	47
議案第89号	訴えの提起について	177	49
議案第90号	訴訟上の和解について	179	53
議案第91号	吹田市立市民公益活動センターの指定管理者の指定について	181	55
議案第92号	吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について	183	61
議案第93号	吹田市文化会館の指定管理者の指定について	185	65
議案第94号	吹田市立高齢者生きがい活動センターの指定管理者の指定について	187	69
議案第95号	吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者の指定について	189	73
議案第96号	吹田市営住宅の指定管理者の指定について	191	77
議案第97号	吹田市自然体験交流センターの指定管理者の指定について	193	85
議案第98号	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者の指定について	195	90
議案第99号	地方独立行政法人市立吹田市民病院の第3期中期目標について	197	95
議案第100号	令和3年度吹田市一般会計補正予算(第10号)	205	97
議案第101号	令和3年度吹田市一般会計補正予算(第11号)	225	101
議案第102号	令和3年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	243	-

附則第 2 項関係

吹田市一般職の職員の給与に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給料)</p> <p>第 4 条 -----略-----</p> <p>2 給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) } { (6)</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類的基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 7）のとおりとする。</p> <p>(初任給の基準)</p> <p>第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第 6 条の 2 -----略-----</p>	<p>(給料)</p> <p>第 4 条 -----略-----</p> <p>2 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 年吹田市条例第 号）第 2 条の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）以外の職員に適用する給料表は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) } { (6)</p> <p>3 職員（特定任期付職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類的基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 7）のとおりとする。</p> <p>(初任給の基準)</p> <p>第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）となつた者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第 6 条の 2 -----略-----</p> <p>(特定任期付職員の給料等)</p>

現 行	改 正 案												
<p>第27条 管理職手当を支給される職員が規則で定める業務に従事するため次に掲げる勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当を支給する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } (2) } 2 (期末手当)</p> <p>第28条 } 2 } 3 }</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>第6条の3 特定任期付職員に適用する給料表は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定任期付職員の号給は、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 管理職手当を支給される職員及び特定任期付職員が規則で定める業務に従事するため次に掲げる勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当を支給する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) } (2) } 2 (期末手当)</p> <p>第28条 } 2 } 3 }</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職</p>	号給	給料月額	1	375,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円
号給	給料月額												
1	375,000円												
2	422,000円												
3	472,000円												
4	533,000円												
5	608,000円												

現 行	改 正 案
<p>5 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（再任用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(再任用職員の手当の特例)</p> <p>第37条 -----略-----</p> <p>(臨時的に任用される職員の在職期間の取扱い)</p> <p>第38条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第39条 -----略-----</p>	<p>員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>6 給料表の職務の等級が1等級から6等級までである職員（再任用職員を除く。）及び特定任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を超えない範囲内で職務の等級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>7 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(再任用職員の手当の特例)</p> <p>第37条 -----略-----</p> <p>(特定任期付職員の手当の特例)</p> <p>第38条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は、支給しない。</p> <p>(臨時的に任用される職員の在職期間の取扱い)</p> <p>第39条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員が管理者が定める業務に従事するため週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、その休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務が免除されることとなる休日を除く。）における勤務又はこれらの日以外の日の午前0時から午前5時までの間（所定の勤務時間以外の時間に限る。）における勤務をした場合に支給する。</p> <p>(再任用職員の手当の特例)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第21条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 -----略-----</p> <p>第23条 -----略-----</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員及び吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 年吹田市条例第 号）第2条の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が管理者が定める業務に従事するため週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、その休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務が免除されることとなる休日を除く。）における勤務又はこれらの日以外の日の午前0時から午前5時までの間（所定の勤務時間以外の時間に限る。）における勤務をした場合に支給する。</p> <p>(再任用職員の手当の特例)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p>(特定任期付職員の手当の特例)</p> <p>第21条 特定任期付職員に対しては、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当は、支給しない。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 -----略-----</p>

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づく一般職の任期付職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の基準等）

第2条 任命権者は、条例第2条の選考（以下「選考」という。）に当たっては、選考される者の従事する業務に必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見の有無を検証しなければならない。かつ、その者の能力及び適性以外の事項を考慮してはならない。

2 前項の検証は、選考される者の資格、実務の経験等に基づき、公正に行わなければならない。

3 任命権者は、選考に当たって不当な要求があったときは、これを拒否しなければならない。

（協議）

第3条 任命権者は、条例第2条の規定により職員を採用しようとするときは、あらかじめ、市長と協議を行わなければならない。

（公表）

第4条 市長は、条例第2条の規定により採用した職員が有する資格、従事する業務の内容等を公表するものとする。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、当該知識経験又は識見を有する者を任期を限って採用できるよう、条例を制定しようとするものです。

1 背景及び趣旨

行政の高度化、多様化が進展する中で、よりの確な対応とサービスの提供を行うため、一般の行政職員が有していない特定の専門分野における高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用し、その者の有する高度の専門的な知識経験等を活用する目的で、平成14年（2002年）に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）が制定されています。

本市においても、中核市移行に伴い権限が移譲され、行政範囲の拡大により、法務担当職員に対する法律的な相談が多様化、複雑化しているとともに、行政処分等が増え、審査請求や訴訟のリスクも増大していることから、組織全体の法務力を強化するため、一定期間弁護士資格を有する者を特定任期付職員として任用し、法務能力向上の取組を強力に推し進めたいと考えています。

以上のことから、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する職員を一定期間任用するため、法に基づき、任期を定めた職員の採用に関する事項等を定める条例を制定しようとするものです。

2 条例の主な内容

(1) 身分

特定任期付職員（法に基づき、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合に採用できる。）

(2) 採用方法

選考

(3) 任期

5年以内

(4) 施行期日

令和4年（2022年）10月1日

(1)

3 予定している職務

職員の法務能力向上・組織の法務力強化（弁護士資格を有する者）

4 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

特定任期付職員の採用に伴い、適用される給料表の追加、職員手当等の規定整備を行うものです。

なお、吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、同様の規定整備を行います。

(1) 特定任期付職員給料表

地方公務員法第24条第2項に規定される給与の均衡の原則に則り、国及び近隣他市の特定任期付職員給料表の金額を基本とし、本市では、部長級相当の職を上限とするため、国の特定任期付職員俸給表のうち、1号俸から5号俸の俸給月額に準じて、給料月額を設定します。（国は7号俸（830,000円）まで設定）

号給	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給
給料月額（円）	375,000	422,000	472,000	533,000	608,000

※ 国の特定任期付職員俸給表に変更があれば同様に改正を行います。

(2) 職員手当の適用範囲

国及び近隣他市の状況を考慮し、以下の適用範囲とします。

手当の種類	支給対象	手当の種類	支給対象
扶養手当		休日勤務手当	
地域手当	○	夜間勤務手当	
管理職手当		宿日直手当	○
住居手当		管理職員特別勤務手当	○
通勤手当	○	期末手当 ※	○
初任給調整手当		勤勉手当	
単身赴任手当	○	特定任期付職員業績手当	
特殊勤務手当	○	退職手当	○
時間外勤務手当			

※ 期末手当支給月数

1.675（国と同率。国に変更があれば同様に改正を行います。）

期末手当基礎額に係る加算割合

1・2号給…10% 3・4号給…15% 5号給…20%

(2)

府内各市 特定任期付職員条例制定状況

	団体名（人口順）	法第3条第1項（特定任期付職員）	
		制定済	未制定
1	東大阪市*	●	
2	豊中市*	●	
3	枚方市*	●	
4	吹田市*		●
5	高槻市*	●	
6	茨木市	●	
7	八尾市*	●	
8	寝屋川市*	●	
9	岸和田市	●	
10	和泉市		●
11	守口市		●
12	箕面市	●	
13	門真市		●
14	大東市		●
15	松原市	●	
16	羽曳野市	●	
17	富田林市	●	
18	池田市	●	
19	河内長野市	●	
20	泉佐野市	●	
21	摂津市	●	
22	貝塚市	●	
23	交野市	●	
24	泉大津市		●
25	柏原市	●	
26	藤井寺市	●	
27	泉南市		●
28	大阪狭山市		●
29	高石市		●
30	四條畷市	●	
31	阪南市		●
	合計	21	10

※令和3年4月1日現在

※中核市（*）

吹田市子ども・子育て支援法施行条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第1章に定めるとおりする。</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準) 第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第1章及び第3章(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る部分に限る。)に定めるとおりする。</p>

は改正箇所

吹田市立障害者支援交流センター条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)</p> <p>第 2 章 生活介護施設 (第 4 条—第 9 条)</p> <p>第 3 章 障害者短期入所施設 (第 10 条—第 16 条)</p> <p>第 4 章 市民相互の交流を図るための施設の使用 (第 17 条—第 23 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 24 条・第 25 条)</p> <p>附則</p> <p>(施設)</p> <p>第 3 条 吹田市立障害者支援交流センター (第 24 条において「センター」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 生活介護施設 (第 6 条—第 11 条)</p> <p>第 3 章 障害者短期入所施設 (第 12 条—第 18 条)</p> <p>第 4 章 市民相互の交流を図るための事業等 (第 19 条—第 25 条)</p> <p>第 5 章 雑則 (第 26 条・第 27 条)</p> <p>附則</p> <p>(施設)</p> <p>第 3 条 吹田市立障害者支援交流センター (以下「センター」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 4 条 市長は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人であって市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせる。</p> <p>(1) 第 7 条及び第 13 条に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 生活介護施設及び障害者短期入所施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(3) 利用料金の設定及び徴収に関する業務</p> <p>(4) 第 19 条に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(5) 第 19 条第 1 号に規定する施設の使用の許可に関する業務</p> <p>(6) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</p>

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第4条</p> <p>-----略-----</p>	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務</p> <p>2 市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人を指定管理者として指定する。</p> <p>3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(指定管理者候補者選定委員会)</p> <p>第5条 本市に、市長の附屬機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする法人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</p> <p>3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第6条</p> <p>-----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第5条 生活介護施設は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>入浴、排せつ及び食事等の介護</u></p> <p>(2) <u>生活等に関する相談及び助言</u></p> <p>(3) <u>創作的活動及び生産活動の機会の提供</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用者 の 範囲)</p> <p>第6条 <u>生活介護施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費(同法律第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。)の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者</u></p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(定員)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 <u>第6条第1号に掲げる身体障害者又は知的障害者が生活介護施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(同法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。)に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第6条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者が生活介護施設を使用する場合は、身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規定による行政措置に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、食事の提供を受ける身体障害者又は知的障害者は、</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 <u>生活介護施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。)を行う。</u></p> <p>(利用者 の 範囲)</p> <p>第8条 <u>生活介護施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費(法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。)の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者</u></p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(定員)</p> <p>第9条 -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p> <p>(使用の制限等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(目的)</p> <p>第10条 -----略-----</p> <p>(事業)</p> <p>第11条 障害者短期入所施設は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった身体障害者又は知的障害者を短期間入所させて保護する事業</p> <p>(2) 日中において一時的に見守り等が必要となった知的障害者を支援する事業</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 生活介護施設を利用しようとする者（第8条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法第28条第1項第6号に掲げる生活介護に係るものに限る。）に相当する額</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用として規則で定める額</p> <p>3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他指定管理者が不相当と認めるとき。</p> <p>(目的)</p> <p>第12条 -----略-----</p> <p>(事業)</p> <p>第13条 障害者短期入所施設は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）を行う。</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) その他市長が必要と認める事業 (使用者の範囲)</p> <p><u>第12条</u> 障害者短期入所施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその介護を行う者とする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（同法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者</p> <p>(2) 18歳以上の知的障害者（前条第2号の事業を利用する者に限る。）</p> <p>(3) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障害者</p> <p>(定員)</p> <p><u>第13条</u> -----略----- (使用期間)</p> <p><u>第14条</u> 第11条第1号の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き使用することができる期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料等)</p> <p><u>第15条</u> 第12条第1号に掲げる身体障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（同法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>第12条</u>第2号に掲げる知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、当該知的障害者の障害の程度、事業の所要時間等を考慮して前項に規定する使用料の</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p><u>第14条</u> 障害者短期入所施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその介護を行う者とする。</p> <p>(1) <u>法第19条</u>第1項の規定による介護給付費又は特例介護給付費（<u>法第28条</u>第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。）の支給決定を受けている身体障害者又は知的障害者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による行政措置を受けている身体障害者又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による行政措置を受けている知的障害者</p> <p>(定員)</p> <p><u>第15条</u> -----略----- (利用期間)</p> <p><u>第16条</u> 第13条の事業を利用するため障害者短期入所施設を引き続き利用することのできる期間は、7日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

現 行	改 正 案
<p>額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 第12条第3号に掲げる身体障害者又は知的障害者又は知的障害者が障害者短期入所施設を使用する場合は、<u>身体障害者福祉法第38条第1項又は知的障害者福祉法第27条の規定による行政措置に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>4 前3項に定めるもののほか、<u>食事の提供を受ける身体障害者又は知的障害者は、当該食事の提供に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第9条の規定は、<u>障害者短期入所施設について準用する。</u></p> <p>第4章 市民相互の交流を図るための<u>施設の使用</u> (施設の使用)</p> <p>第17条 市長は、市民相互の交流を図ることを目的として、<u>第6条及び第12条の規定にかかわらず、次条に掲げる者に規則で定める施設を使用させることができる。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第17条 障害者短期入所施設を利用しようとする者(第14条第2号に掲げる身体障害者又は知的障害者を除く。)は、<u>指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>2 利用料金は、<u>次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第29条第3項第1号又は第30条第3項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(法第28条第1項第7号に掲げる短期入所に係るものに限る。)に相当する額</u></p> <p>(2) <u>食事の提供に要する費用として規則で定める額</u></p> <p>3 市長は、<u>利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第18条 第11条の規定は、<u>障害者短期入所施設について準用する。</u></p> <p>第4章 市民相互の交流を図るための<u>事業等</u></p> <p>(事業)</p> <p>第19条 センターは、<u>第7条及び第13条に規定する事業のほか、次に掲げる事業</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第18条 前条に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (4) }</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第19条 第17条に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) その他市長が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>を行う。</p> <p>(1) 市民相互の交流を図ることを目的として、規則で定める施設を次条に掲げる者の使用に供する事業</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事業</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第20条 前条第1号に規定する施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (4) }</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第21条 第19条第1号に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) その他指定管理者が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反したとき。</p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認め</p>

現 行	改 正 案
<p>(使用料) <u>第22条</u> <u>第17条</u>に規定する施設の使用料は、無料とする。 (特別の設備の設置等) <u>第23条</u> 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(免責) <u>第24条</u> この条例に基づき処分によってセンターを使用する者に生じた損害については、<u>市長</u>は一切その責めに任じない。 (委任) <u>第25条</u> -----略-----</p>	<p>るとき。 (使用料) <u>第24条</u> <u>第19条</u><u>第1号</u>に規定する施設の使用料は、無料とする。 (特別の設備の設置等) <u>第25条</u> 使用の許可を受けた者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(免責) <u>第26条</u> この条例に基づき処分によってセンターを利用する者等に生じた損害については、<u>指定管理者</u>は一切その責めに任じない。 (委任) <u>第27条</u> -----略-----</p>

吹田市立障害者支援交流センター条例の一部改正について

医療的ケアを必要とする障がい者に対して、持続可能な支援が行えるよう、障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」に指定管理者制度を導入するに当たり、吹田市立障害者支援交流センター条例の一部を改正するものです。

1 現状及び課題

(1) 医療的ケアを必要とする障がい者の支援について

日常的にたん吸引、人工呼吸器の装着、胃ろう等の医療的ケアを必要とする方（以下「医療的ケア者」という。）は、近年の医療技術の進歩などにより、増加傾向にあります。しかし、医療的ケア者の日中活動として通所施設で実施する生活介護については、十分なスペースや職員の確保が困難であることや、現状の国の報酬体系では費用を賄いきれないことなどの理由により、民間事業所での受入れは進んでいない状況です。

吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」（以下「あいほうぶ」という。）及び総合福祉会館が受入れの中心的役割を担っていますが、あいほうぶにおいても、開所当時12名だった医療的ケア者の利用者数が、令和2年度末では47名と増加しており、今後の利用者増加への対応が困難な状況となっています。

(2) あいほうぶの運営について

あいほうぶでは、以下の①～④の業務を実施していますが、業務に応じて担い手が異なることから、非効率になっており、業務プロセスの改善が必要です。

- ① 障害者総合支援法に基づく生活介護施設の運営【民間法人による業務委託】
- ② 障害者総合支援法に基づく短期入所施設の運営【民間法人による業務委託】
- ③ プールや介助浴室を含む貸館業務（市独自事業）【直営】
- ④ 施設管理業務（市独自事業）【直営】

また、①②の業務に係る委託料については定額となっており、利用者数に応じたものではないことから、受入れの促進に寄与するものになっていません。

2 重度障がい者支援の今後の方向性

高度地域医療機関が集積している本市の地域特性も踏まえ、重度障がい者のうち、医療的ケア者の受入れ促進を図る取組を本市が主体となってい、市全体で74人である日中活動の場での医療的ケア者受入れ人数（令和3年8月時点）を、令和15年度までに112人とすることを目指します。

その取組内容として、まずは、更なる民間ノウハウの活用と効果的な施設運営を目的に、あいほうぶに指定管理者制度を導入し、受入れ人数に応じた加算金等のインセンティブを設け、当該施設を医療的ケア者の支援に重点を置いた施設とします。また、あいほうぶでのインセンティブの設定基準に合わせた、民間事業所への市独自の補助制度等について検討を行い、持続可能な支援体制を構築します。

3 あいほうぶへの指定管理者制度の導入

(1) 概要

業務委託期間が満了することを契機とし、現在生じている課題の解消のため、令和5年(2023年)4月から、1(2)に示す①～④の業務全てを一体的に担わせる指定管理者制度を導入します。

(2) 効果・目的

市が提示する条件の下で事業内容やサービスについて、運営者の創意工夫が発揮できる、指定管理者制度を導入することにより、業務委託で抱えていた事業の硬直化といった課題を解消し、合わせて、施設の管理業務の効率化を図ろうとするものです。

(3) 利用料金制の導入

当該施設には、利用料金制を導入します。

また、他の施設と異なり、プール等の特別な施設の管理が必要なことから、一般的な施設と特別な施設を区分し、特別な施設の管理には一定の施設管理料を指定管理料として支払います。

(4) インセンティブの内容

インセンティブは、一定以上のスコアを有する医療的ケア者に係る受入れ数や、リハビリ及び施設入浴の実施に応じた出来高制により、指定管理料として支払います。

(5) 指定期間

指定期間は10年とします。

医療的ケア者の介護業務は、医療的ケアの特性・症例に応じた緻密かつ高度な対応が必要です。医療的ケア者にとって安定的かつ安心できるサービスの提供には、事業者と利用者の双方での継続的な信頼関係の構築が重要であることから、本市の指定管理公募マニュアルで原則としている5年を超える期間を設定する必要があります。また、介護を提供する事業者側も負担は大きく、応募が控えられることも予測されるため、指定期間を10年とするものです。

(6) その他

事業者の変更に際しては、丁寧な業務引継が必要であるため、引継期間を設けるなど、安心して施設を利用してもらえよう検討します。

4 指定管理者制度の導入に係る条例等の改正

条例等改正に係るパブリックコメントを実施した結果、吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の改正を行います。

5 パブリックコメント

(1) 意見提出期間

令和3年8月10日（火）から9月9日（木）まで

(2) 提出意見数

54通（183件）

(3) 主な提出意見

- ア 指定管理者制度そのものを否定する意見…30件
- イ 市の説明責任を問う意見…33件
- ウ 現状どおりの運営方法を望む意見…23件
- エ 指定管理者制度導入後の運営方法に関する意見…24件
- オ 市の財政的支援が必要とする意見…27件
- カ 指定管理者制度に期待する意見…11件
- キ その他…35件

(4) 市民意見に対する市の考え方

平成13年の開所以来、他の民間施設での受入れが困難な医療的ケア者の受入れを進めてきましたが、今後も安定した受入れ体制が求められています。

今後は、現在の業務委託による方法ではなく、介護報酬による利用料金制を採るとともに、医療的ケア者の受入れ実績や提供するサービス内容に応じた出来高制により指定管理料を支払う、指定管理者制度を導入することにより、より多くの方の受入れを進めたいと考えています。

指定管理者の運営が、医療的ケア者の受入れを進めようとする市の目標に沿ってなされるよう確認することにより、引続き市の責任において、各事業を実施してまいります。

6 指定管理者制度の導入に係るスケジュール

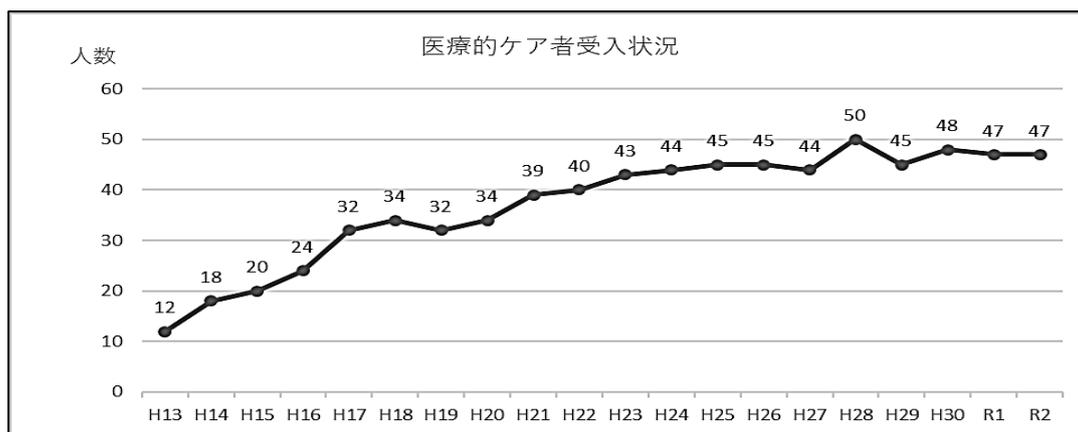
令和3年 (2021年)	11月	11月定例会に条例改正案等を提案
令和4年 (2022年)	2月	2月定例会に令和4年度当初予算として指定管理委託料などの予算案を提案（令和4年度からの債務負担行為）
	4月以降	指定管理者の募集、選定
	11月	11月定例会にて指定管理者の指定について提案
令和5年 (2023年)	1月以降	事業引継ぎ開始
	4月	指定管理者によるあいほうぶの運営開始

あいほうぶの概要、課題等について

1 あいほうぶの概要

設立年月日	平成13年(2001年)5月1日
設立目的	障がい者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図ることを目的とする。
設立当時の社会背景	重度障がい者が、通所できる施設が少なく社会参加の場がないため、居家で過ごすことを余儀なくされていたことから、通所・短期入所が可能な大規模先進施設として吹田市が設立。
業務内容	①障害者総合支援法に基づく生活介護施設の運営 【民間法人による業務委託】 ②障害者総合支援法に基づく短期入所施設の運営 【民間法人による業務委託】 ③プールや介助浴室を含む貸館業務(市独自事業)【直営】 ④施設管理業務(市独自事業)【直営】

【あいほうぶ生活介護事業における医療的ケア者の受入れ人数の推移】



2 重度障がい者の日中活動の場を取り巻く社会状況の変化

	重度障がい者	重度障がい者のうち医療的ケア者
あいほうぶ 設立当時	国の介護報酬が不十分であり、民間事業所での受入れが進まない状況であった。	
現在	国の介護報酬の充実に伴い、受入れを進める民間事業所が増加し、重度障がい者の社会参加は民間事業所が担える状況。	医療的ケア者の受入れには十分なスペースや職員の確保といった手厚い支援が必要な中、その費用に見合った国の介護報酬体系にはなっておらず、民間事業所での受入れは進んでいない。一方で、医療的ケア者の数は医療技術の進歩により増加傾向にある。

3 本市における日中活動の場を新規利用希望する医療的ケア者に係る今後の見込

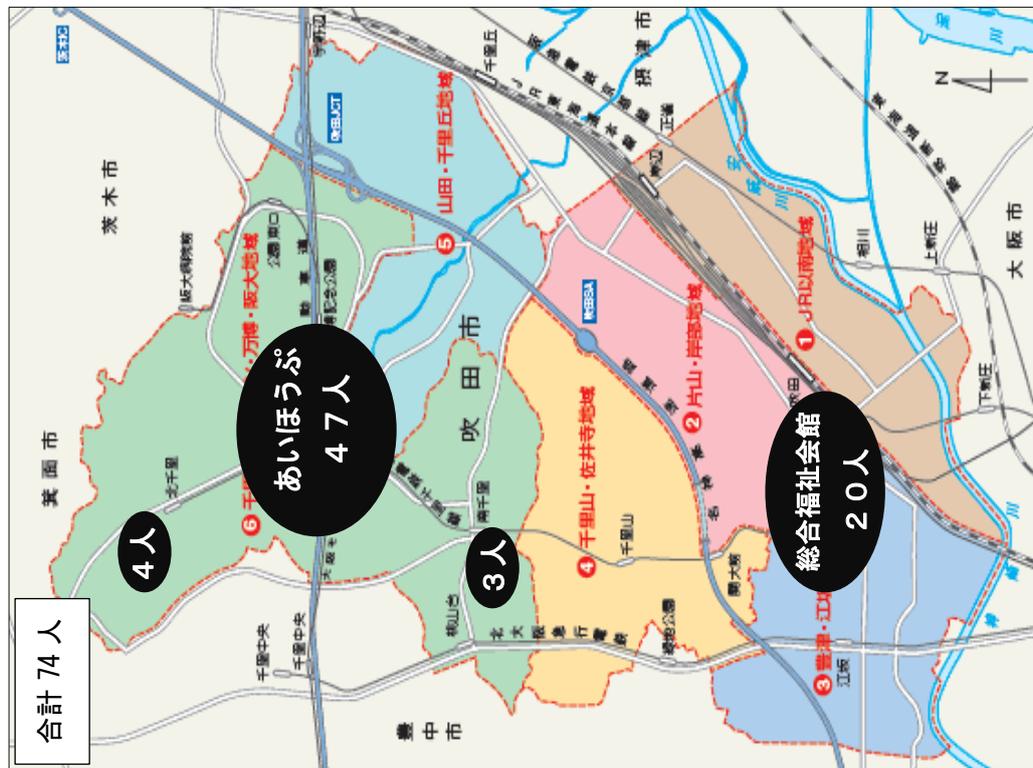
単位：人

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1 医療的ケア者全体	215	218	222	226	230	234	238	242	246	250	255	260	265
2 重度日中希望者数	74	76	79	82	85	88	91	94	97	100	104	108	112
3 重度日中受入枠	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
4 過不足数	0	0(※5)	▲3	▲5	▲7	▲9	▲11	▲13	▲15	▲17	▲20	▲23	▲26

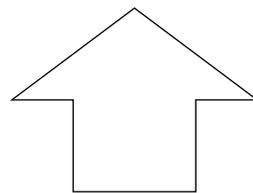
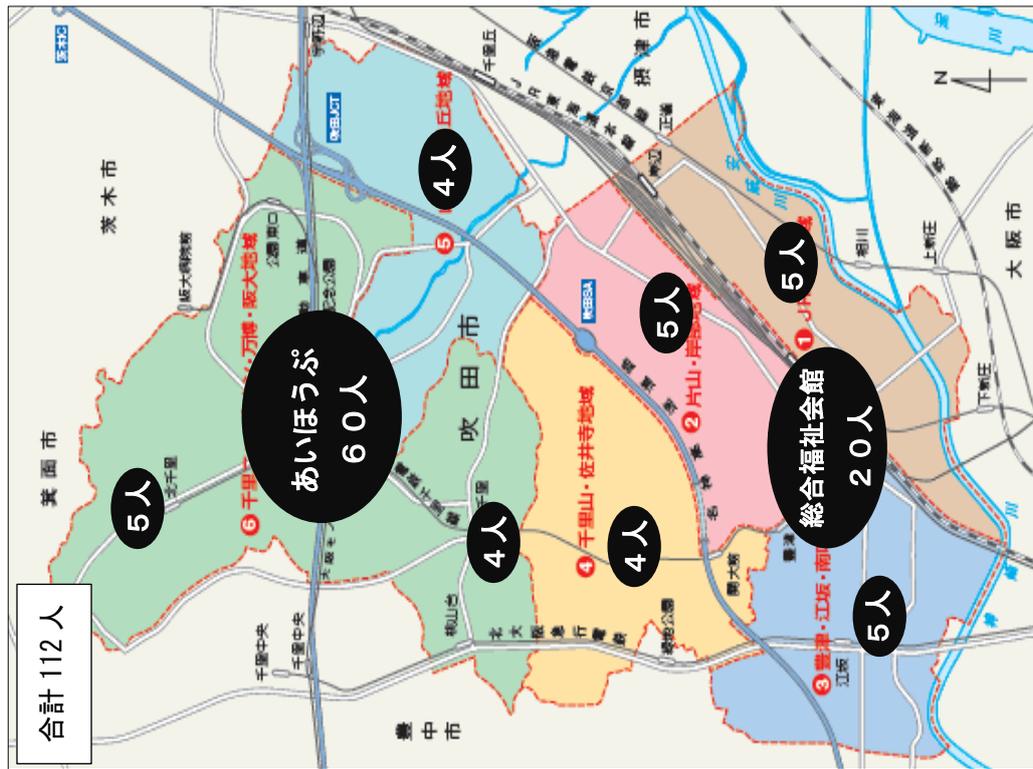
- ※1 医療的ケア者全体は、令和3年8月現在で障がい支援区分認定調査項目上医療的ケアありと認定された人数に、厚生労働省による人口1万人当たりの医療的ケア児推計値と推計値の伸び率から本市第4次総合計画の人口推計を用いて試算した値を加えた数字。
- ※2 重度日中希望者数は、日中活動の場における令和3年8月現在の医療的ケア者受入数に、「医療的ケア者全体」の現年度と前年度の差から日中活動の場の退所者等の自然減数である1を減じた数を加えた数。
- ※3 令和4年度以降の現年度の重度日中受入枠は、令和3年8月現在の日中活動の場における医療的ケア者受入者数に、民間事業所における医療的ケア者の受入自然増分である1を前年度の数値に足したもの。
- ※4 過不足数は、重度日中希望者数から重度日中受入枠を差し引いた数。
- ※5 令和3年度、自然減に加え、さらに1名退所しており、不足数▲1のところ、0としています。

本市における医療的ケア者の日中活動の場での受入人数予測

現状（令和3年8月時点）



将来（令和15年度）



(6)

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p>

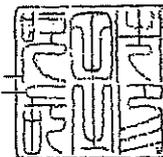
は改正箇所



3 吹健国第1920号
令和3年9月1日
(2021年)

吹田市国民健康保険運営協議会
会長 足立 泰美様

吹田市長 後藤 圭



吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

標記のことについて、健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例の一部を改正したいので、別紙条例改正内容について御審議くださいますようお願いいたします。

(1)

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部改正が行われたため、その改正内容に沿って、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

(改正内容)

出産育児一時金については、吹田市国民健康保険条例第4条第1項において、「404,000円」を支給すると定めていますが、今回、国の改正に伴い「408,000円」に引き上げるものです。

(施行期日)

令和4年1月1日

(改正の背景)

国民健康保険における出産に伴う給付としての出産育児一時金については、現在、産科医療補償制度を利用する場合において、分娩（医療）機関が掛金相当額として支払う金額16,000円を加算した計420,000円を支払うことにしています。

今回、国において、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について420,000円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金本体部分につきましては、現在の健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の額「404,000円」を「408,000円」に引き上げ、総額420,000円を維持することとするものです。

(その他)

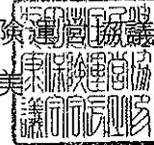
出産育児一時金の加算額については、別途吹田市国民健康保険条例施行規則を改正し「16,000円」から「12,000円」とする予定です。

令和3年9月8日
(2021年)



吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市国民健康保険運営協議会
会長 足立 泰美



吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について (答申)

令和3年9月1日付け、当協議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市国民健康保険条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり答申する。

記

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、原案どおり改正することを了承する。

(3)

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表 1 } 5 } 9 }	10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料	別表 1 } 5 } 9 }	10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料
号	事務	事務	金額
(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次に該当するものを除く。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の <u>確認書又は住宅性能評価書により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を確認すること</u> ができる住宅（以下この表において「長期使用構造等住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次に該当するものを除く。）	申請1件につきアに掲げる額にイ及びウに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 <u>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第1条各項の長期使用構造等とす</u> るための措置に係る基準として国土交通大臣が定める基準（以下この表において「長期使用構造等基準」という。）のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される住宅（以下この表において「新築基準適用住宅」という。） 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この表において同じ。）は13,000円、共同住宅等（共同住宅、

現	行	改正案
<p>掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) <u>新築基準適用住宅 認定に係る住宅の床面積の合計が200平方メートル以下</u>のものは9,500円、<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下</u>のものは17,400円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の</u>ものは30,100円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の</u>ものは47,900円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の</u>ものは89,200円、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の</u>ものは155,300円、<u>10,000平方メートルを超えるものは269,700円</u></p> <p>(4) <u>増改築基準適用住宅 認定に係る住宅の床面積の合計が200平方メートル以下</u>のものは13,200円、<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下</u>のものは24,600円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のものは42,500円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは63,600円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のものは117,900円、<u>5,000平方メートル</u></p>	<p>長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。) であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下^{のものは21,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下^{のものは35,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下^{のものは55,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下^{のものは97,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下^{のものは163,400円、10,000平方メートルを超えるものは279,700円}}}}}</p> <p>(4) <u>長期使用構造等基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準が適用される住宅</u>（以下この表において「<u>増改築基準適用住宅</u>」という。）一戸建ての住宅は17,400円、<u>共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下</u>のものは29,600円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のものは49,900円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは77,000円、<u>3,000平方メートルを超</u></p>	

現	行	改 正 案
	<p>一トルを超え10,000平方メートル以下のものは203,400円、10,000平方メートルを超えるものは343,100円</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、申出1件につき吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）第6条第1項から第3項までの規定の例により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ -----略-----</p>	<p>え5,000平方メートル以下のものは136,400円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは228,000円、10,000平方メートルを超えるものは387,200円</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、申出1件につき吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）第6条第1項から第3項までの規定の例により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ -----略-----</p>
<p>(2) 登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）</p>	<p>-----略-----</p>	<p>(2) 長期使用構造等住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）</p>
<p>(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（以下この表において「設計住宅性能評価書」という。）が交付された</p>	<p>申請1件につきアからエまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 認定に係る住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のものは22,200円、200平方メートルを超えるものは</p>	<p>(3) 長期使用構造等住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等申請1件につきアに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額</p>

現 行		改 正 案	
<p>一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分がないものに限る。次号において同じ。）に係る長期優良住宅建築等計画の申請に対する審査</p>	<p>35,200円</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、第1号ウに掲げる額</p>	<p>計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) <u>新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であつて認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは408,100円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは730,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは1,255,000円、10,000平方メートルを超えるものは2,323,700円</u></p> <p>(4) <u>増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は108,700円、共同住宅等であつて認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは192,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは307,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは606,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは1,085,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の</u></p>
<p>(4) 設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請1件につきアに掲げる額を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額（その額が5,500円を超えないときは、5,500円））にイからエまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 認定に係る住宅の床面積の合計が500平方メートル以下のものは67,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは107,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは205,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル</p>	<p>ア</p>	<p>ア</p>

現	行	改	案
	<p>ル以下のものは353,300円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは550,300円、10,000平方メートルを超えるものは1,007,400円</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、第1号ウに掲げる額</p>	<p>(4) <u>長期使用構造等住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査（第6号に該当するものを除く。）</u></p>	<p>ものは1,865,500円、10,000平方メートルを超えるものは3,453,000円</p> <p>イ -----略-----</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ -----略-----</p>
<p>(5) <u>前各号に掲げる住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>申請1件につきアに掲げる額を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額（その額が、新築基準適用住宅にあつては12,000円を超えないときは12,000円とし、増改築基準適用住宅にあつては18,300円を超えないときは18,300円とする。））にイからエまでに掲げる額を加算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それ</p>	<p>申請1件につき、アに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等に係る申請であつて、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(7)又は(4)に定める額を超えるときは、(7)又は(4)に定める額））</p> <p>(7) <u>新築基準適用住宅 一戸建ての住宅は1,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の</u></p>	<p>ものは1,865,500円、10,000平方メートルを超えるものは3,453,000円</p> <p>イ -----略-----</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>それぞれに定める額</p> <p>(7) <u>新築基準適用住宅 認定に係る住宅の床面積の合計が200平方メートル以下</u>のものは68,800円、<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下</u>のものは122,400円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のものは195,900円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは388,500円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のものは696,500円、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のものは1,199,300円、<u>10,000平方メートルを超え2,223,500円</u></p> <p>(4) <u>増改築基準適用住宅 認定に係る住宅の床面積の合計が200平方メートル以下</u>のものは106,700円、<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下</u>のものは190,000円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のものは303,600円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは599,800円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のものは1,074,100円、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル</u></p>	<p>ものは6,500円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは9,500円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のものは17,500円、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のものは29,800円、<u>10,000平方メートルを超え</u>るものは49,300円</p> <p>(4) <u>増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は2,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下</u>のものは5,600円、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>のものは9,900円、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>のものは14,300円、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>のものは26,300円、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>のものは44,800円、<u>10,000平方メートルを超え</u>るものは74,100円</p> <p>イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ロ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出につい</p>

現	行	改正案
<p>(6) 登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合している<u>と認められた住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査(第9号に該当するものを除く。)</u></p>	<p>以下のものは1,847,100円、10,000平方メートルを超えるものは3,419,400円 -----略----- イ 法第6条第2項の規定による申出について構造適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額 エ -----略-----</p>	<p>て構造適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額 エ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあつては、吹田市建築基準法施行条例第7条(第3項を除く。)の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p>
<p>(5) <u>長期使用構造等住宅以外の住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。)</u></p>	<p>申請1件につき、<u>新築基準適用住宅</u>にあつては1,600円に、<u>増改築基準適用住宅</u>にあつては2,300円にアからウまでに掲げる額を加算した額 ア 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額 イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額 ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を</p>	<p>申請1件につき、<u>ア</u>に掲げる額(変更が法第5条第6項第4号に掲げる事項のみの変更である申請にあつては、2,300円)にイからエまでに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額(共同住宅等に係る申請であつて、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額)に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額(その額が(7)又は(4)に定める額を超えるときは、(7)又は(4)に定める額)) (7) 新築基準適用住宅 一戸建ての住</p>

現	行	改正案
<p>(7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項の変更設計住宅性能評価に係る設計住宅性能評価書が交付された住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査（第9号に該当するものを除く。）</p>	<p>含む場合にあつては、吹田市建築基準法施行条例第7条（第3項を除く。）の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>申請1件につき5,500円にアからウまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき前号アに掲げる額</p> <p>イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあつては、前号ウに掲げる額</p>	<p>宅は12,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもは233,800円、10,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもは431,600円</p> <p>(4) <u>増改築基準適用住宅 一戸建ての住宅は18,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもは35,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもは56,600円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもは110,900円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもは201,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもは350,800円、10,000平方メートルを超えるものは647,500円</u></p> <p>法第8条第2項において準用する法</p>
<p>(8) 前2号に掲げる住宅以外の住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。）</p>	<p>申請1件につき、<u>新築基準適用住宅にあつては12,000円に、増改築基準適用住宅にあつては18,600円にアからウまでに掲げる額を合算した額。ただし、当該変更が法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更である場合に</u>あ</p>	<p>イ</p>

現	行	改	正	案
	<p>つては、2,200円を同一の建築物で同時に認定の申請を行う住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）にアからウまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第6号アに掲げる額</p> <p>イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、第6号ウに掲げる額</p>		<p>第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき前号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、前号エに掲げる額</p>	

備考 第2号の床面積は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の部分の床面積について算定する。ただし、建築基準法第6条の3第7項の適合判定

現	改 正 案
<p>認定又は承認を受けている者 であることの証明</p> <p>備考 第2号の床面積は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積について算定する。ただし、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合は、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項の規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面が交付された建築物に係る計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の様様替をする場合においては、<u>構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得た面積に、増加する部分以外の部分の床面積を合計した面積）に0.5を乗じて得た面積とする。</u></p> <p>11 } { 16 } -----略-----</p>	<p>通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合は、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項の規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面が交付された建築物に係る計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の様様替をする場合においては、<u>その床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（増築部分がある建築物にあっては、増築部分の床面積の合計に、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積）とする。</u></p> <p>11 } { 16 } -----略-----</p>

吹田市留守家庭児童育成室条例現行・改正案対照表

現	行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 〃 } (27) } (28) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番30号</p> <p>(29) } 〃 } (36) }</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 〃 } (27) } (28) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番31号</p> <p>(29) } 〃 } (36) }</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 〃 } (27) } (28) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番31号</p> <p>(29) } 〃 } (36) }</p>

は改正箇所

岸部保育園民営化協定の解除に伴う損害賠償請求訴訟の提起について

1 訴訟の概要

岸部保育園の民営化移管先事業者として決定した社会福祉法人耀き福祉会（以下「相手方」という。）との間で、吹田市立岸部保育園民営化に伴う協定書（以下「本件協定書」という。）を締結し、本件協定書に基づいて民営化のための引継業務を行っていましたが、その途中で相手方が本件協定書に定める引継業務を行わなくなり、本市は本件協定書の解除を余儀なくされ、同園の民営化の時期を変更せざるを得なくなったため、相手方に対し訴訟を提起し、債務不履行によって本市に生じた損害の賠償を求めるものです。

2 訴訟を提起する理由

本件協定書の解除に伴い、岸部保育園の民営化は、当初予定していた時期より 3 年遅れることとなりました。その 3 年間について、本市が岸部保育園を市立保育所として運営しなければならなくなり、民営化されていれば負担することのなかった費用を本市が負担せざるを得なくなりました。

本市が被った損害の責任は、本件協定書に基づく義務を履行しなかった相手方にあるのは明らかであるにもかかわらず、相手方が本市に対する賠償金の支払に応じないため、その支払を求める訴訟を提起するものです。

3 事案の経緯

(1) 民営化協定の締結等

本市と相手方は、平成 30 年 3 月 30 日付けで、本件協定書を締結しました。令和 2 年 4 月の岸部保育園の相手方への移管に向けて、平成 30 年度には、本市、相手方及び保護者代表者による三者懇談会を開催するとともに、本市と相手方との間で合同保育の実施に向けた協議を進め、令和元年度からは本市と相手方とで行う合同保育を開始しました。

(2) 相手方の協定義務違反

合同保育の実施期間中、相手方は、毎日 2 名の保育士を岸部保育園に登園させ、また、園長予定者を行事ごとに登園させなければならないこととなっていました。令和元年 6 月 28 日、相手方の理事長が、突如、「移管を受けることを取りやめたい」旨の発言をし、同年 7 月 1 日以降園長予定者の登園を中止し、同月 22 日には 2 名の保育士の登園も中止しました。

(3) 協定の解除

本市は、相手方との協議の場を持ち、また、相手方に対し、本件協定書の義務の履行（合同保育の実施）を文書により求めましたが、相手方がこれに応じなかったため、同月26日、同月31日までに本件協定書に基づく義務の履行が再開されない場合は、本件協定書の解除を行う旨の催告書兼解除通知を相手方に手交しました。しかしながら、相手方が期限までにこれを履行しなかったことから、本市は、やむを得ず、同年8月1日、本件協定書を解除しました。

(4) 民営化時期の変更等

相手方の債務不履行により、本市は、新たな移管先の選定や、その移管先への引継ぎを行わなければならないこととなり、岸部保育園の民営化の時期を、当初予定していた令和2年4月から令和5年4月に変更せざるを得なくなりました。新たな移管先への移管までの3年間については、引き続き市立保育所として、本市が岸部保育園の運営を継続することとなりました。

(5) 損害賠償請求

民営化の時期の変更により、本市は、新たな移管先の選定のための費用に加えて、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間に岸部保育園の運営に要する費用と民営化されていた場合に当該期間に支出する給付費等との差額に相当する額の損害を被ることとなったことから、本年9月1日、本市は、相手方に対し、損害賠償金の支払を求める請求書を送付しましたが、期限である本年10月1日までに、履行がなかったものです。また、請求後、相手方との面談の機会を持ちましたが、相手方が本市の請求に応じることはありませんでした。

4 損害賠償請求額の内訳

(1) 市立保育所として運営することによる本市負担の増加額

105,865,476円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立運営に係る本市負担額（A）	99,196,477円	100,987,134円	102,791,398円
私立運営に係る本市負担額（B）	65,703,211円	65,703,161円	65,703,161円
本市負担の増加額（A）－（B）	33,493,266円	35,283,973円	37,088,237円

※ 市立運営に係る本市負担額のうち、令和2年度は実績額、令和3年度及び令和4年度は令和2年度実績額に基づく想定額

- (2) 移管先事業者の再選定に要する経費 227,915円
- (3) 損害賠償額から控除する額 3,709,866円
 - ア 令和3年度本市負担の増加額に係る中間利息額 980,110円
 - イ 令和4年度本市負担の増加額に係る中間利息額 2,729,756円
- (4) 損害賠償請求額 102,383,525円

訴訟上の和解について

1 訴訟の概要

(1) 訴えの提起

平成31年3月27日 大阪地方裁判所

(2) 原告

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(3) 被告

吹田市

(4) 事案の概要

吹田市立・・・・小学校在学中にシックスクール症候群を発症した原告が平成21年に吹田市立・・・・中学校に進学する際、同中学校が原告の頭痛、発疹等の症状への配慮について同小学校から引継ぎを受けていたにもかかわらず、適切な対応をしなかったため、これらの症状が頻発し、学校生活や日常生活に支障をきたし、精神的苦痛、治療費の負担等の損害が発生したとして、原告が本市に対し、安全配慮義務違反に基づく賠償金（694万1,075円）等の支払を求めていたものです。

2 訴訟の経過

平成31年	3月27日	訴えの提起	
令和元年	5月22日	弁論	
令和元年	7月9日	}	この間、計7回の弁論準備手続
令和2年	8月27日		
令和2年	11月4日	弁論準備手続。和解（解決金の支払義務あり）拒否	
令和3年	1月14日	弁論準備手続	
令和3年	3月2日	弁論準備手続	
令和3年	6月7日	証人尋問	
令和3年	8月18日	弁論	
令和3年	10月20日	結審。和解（解決金の支払義務あり）拒否	
		和解（解決金の支払義務なし）提案	
令和3年	12月23日	和解（予定）	

3 和解する理由

以下の理由により、本件訴訟について和解するものです。

- (1) 本件訴訟については本和解条項案により紛争を終わらせることが最も適切であるものと思料するとの和解勧告が、大阪地方裁判所から出されたこと。
- (2) 本和解条項案は、和解により本市に新たな法的な義務が生ずることの一切ないものであること。
- (3) 和解により、原告は、訴訟上の請求を放棄するとともに、今後、名目の如何を問わず、本市に対し、本件事案に関連する損害賠償その他一切の請求をしないこととなり、訴えの棄却の判決を得るよりも、本市にとってより有利な内容であること。

(※個人情報保護のため一部を「・」で表記しています。)

吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者団体概要

団 体	所在地 吹田市津雲台1丁目2番1号 団体名 NPO法人 市民ネットすいた 理事長 長谷川 美津代
設立年月日	平成23年(2011年)9月1日
団体の目的 及び事業	<p>この法人は、吹田市内の市民公益活動を専門的な立場から積極的に支援し、また自ら行うことによって、自主的かつ主体的な市民公益活動の促進および市民公益活動団体の健全な発展を図る。そして、これらによって吹田市民一人ひとりが生きがいを持ち、市民、市民公益活動団体、事業者、行政が協働していくことのできる、住みよい市民社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表第19号に掲げる「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行い、次の事業を行う。</p> <p>1 特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 市民公益活動に関する相談事業</p> <p>(2) 市民公益活動に関する情報提供・広報を支援する事業</p> <p>(3) 市民公益活動に関する講座・研修事業</p> <p>(4) 市民公益活動団体相互および市民・事業者・行政・地域社会等との交流・連携を促進する事業</p> <p>(5) 市民公益活動の促進に関する調査・研究・政策提言などの事業</p> <p>(6) 市民公益活動の促進を目的とする施設を管理運営する事業</p> <p>(7) 市民公益活動の促進のための社会的な環境の整備を行う事業</p> <p>(8) その他の目的達成のために必要な事業</p> <p>2 その他の事業</p> <p>(1) 飲食・物品等販売事業</p> <p>(2) その他前号に付帯する事業</p>
役 員	理事長1名 副理事長1名 理事8名 監事2名

7 選定の概要

(1) 選定方法

指定管理者候補者選定委員会において、各選定委員が選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書等の書類審査及びヒアリングを実施し、採点合計による順位付けを行い、第1位と順位付けした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者として決定しました。

なお、各委員の採点合計の平均点が60点以上の応募者を指定管理者候補者とすることとしました。

(2) 選定結果

吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定結果表

団体の名称 選定委員	A	B	C	D	E	平均点
NPO法人 市民ネットすいた	92点	80点	88点	82点	81点	84.6点
	1	1	1	1	1	指定管理者候補者
a	60点	65点	71点	47点	42点	57.0点
	2	2	2	2	2	※

※各委員の採点合計の平均点が60点に満たないため、次点者に該当しません。

吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者評点集計表

指定管理者候補者【NPO法人市民ネットすいた】

選定基準	評価項目	配点	委員採点				
			A	B	C	D	E
(1)市民の平等な利用が確保されること	ア 施設の運営方針と運営計画	5	5	5	5	4	4
	イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	5	4	4	5	4
	ウ 個人情報の保護及び情報公開への対応	5	4	4	3	4	4
(2)事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	ア 施設の設置目的に合致している	5	5	4	3	5	4
	イ 相談、助言、コーディネートに関する事業計画	5	5	4	5	4	4
	ウ 情報の収集・提供に関する業務及び広報支援に関する事業計画	5	5	5	4	4	4
	エ 講座、研修の実施に関する事業計画	5	5	4	4	4	4
	オ 交流及び連携の促進に関する事業計画	5	5	4	5	5	4
	カ 調査研究及び自主事業に関する事業計画	5	2	4	4	4	4
(3)施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること	ア 施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	3	5	4	4
	イ サービスの向上を図るための具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	5	3	4	4	4
	ウ 市民公益活動に対して、専門知識や助言をする能力	5	5	4	5	4	4
	エ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	5	5	3	4	4	4
(4)安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	10	10	10	8	8
	イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	8	8	8	8	8
(5)施設の管理経費の縮減が図られるものであること	施設の管理運営に係る経費の内容	10	8	6	10	6	8
(6)団体の所在地又は活動拠点が市内であること。市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 団体の所在地又は、活動拠点が市内であるかどうか	2	2	2	2	2	2
	イ 市内での関連した事業や活動の実績	3	3	3	3	3	3
		100	92	80	88	82	81
順位			位	位	位	位	位
			1	1	1	1	1

吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者評点集計表

応募団体【a】

選定基準	評価項目	配点	委員採点				
			A	B	C	D	E
(1)市民の平等な利用が確保されること	ア 施設の運営方針と運営計画	5	3	4	2	3	2
	イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3	4	4	3	2
	ウ 個人情報の保護及び情報公開への対応	5	3	4	3	3	3
(2)事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	ア 施設の設置目的に合致している	5	3	2	3	1	2
	イ 相談、助言、コーディネートに関する事業計画	5	3	2	2	1	2
	ウ 情報の収集・提供に関する業務及び広報支援に関する事業計画	5	3	3	2	2	2
	エ 講座、研修の実施に関する事業計画	5	3	2	3	2	2
	オ 交流及び連携の促進に関する事業計画	5	3	4	5	2	2
	カ 調査研究及び自主事業に関する事業計画	5	2	2	4	2	2
(3)施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること	ア 施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	3	3	5	2	2
	イ サービスの向上を図るための具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	3	3	5	3	2
	ウ 市民公益活動に対して、専門知識や助言をする能力	5	3	2	3	2	1
	エ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	5	3	4	4	3	2
(4)安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	6	10	6	6	6
	イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	10	10	10	6	8
(5)施設の管理経費の縮減が図られるものであること	施設の管理運営に係る経費の内容	10	6	6	10	6	2
(6)団体の所在地又は活動拠点が市内であること。市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 団体の所在地又は、活動拠点が市内であるかどうか	2	0	0	0	0	0
	イ 市内での関連した事業や活動の実績	3	0	0	0	0	0
		100	60	65	71	47	42
順位			位	位	位	位	位
			2	2	2	2	2

(5)

吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者団体概要

団 体	所在地 吹田市山田南29番1-701号 団体名 南山田地域文化推進協議会 代表者 会長 糸瀬 正博
設立年月日	平成16年(2004年)3月1日
団体の目的 及び事業	<p>地域住民の文化活動を推進し、地域文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するために行政、関係機関及び団体と連携し次の会務を行う。</p> <p>(1) 地域文化の促進、啓発に関する事。 (2) 地域文化に関する情報の収集、提供に関する事。 (3) 目的を達成するための自主事業。 (4) 行政及び関係機関・団体が行う事業への協力。 (5) 地域施設の管理等に関する事。 (6) その他必要な事業を行う事。</p>
役 員	会長1名 副会長1名 会計1名 書記1名 会計監査1名 活動推進委員3名

吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

(名称) 吹田市立南山田市民ギャラリー
(所在地) 吹田市山田市場9番1-110号

2 指定管理者候補者

(団体名) 南山田地域文化推進協議会
(所在地) 吹田市山田南29番1-701号
(代表者) 会長 糸瀬 正博

次点者
なし

3 指定の期間

令和4年(2022年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

4 管理経費

年 度	管理経費の提案額
令和4年度(2022年度)	3,689,000円
令和5年度(2023年度)	3,689,000円
令和6年度(2024年度)	3,689,000円
合 計	11,067,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和3年(2021年)7月19日～8月18日
現地説明会 令和3年(2021年)7月27日(1団体)
申請書類の受付 令和3年(2021年)8月10日～8月18日(1団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年(2021年)7月8日
第2回選定委員会 令和3年(2021年)9月2日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	橋本 行史	関西大学政策創造学部教授
副委員長	串崎 幸代	千里金蘭大学生生活科学部准教授
委員	島 成代	吹田市文化団体協議会副会長
委員	柳瀬 真佐子	特定非営利活動法人市民ネットすいた理事
委員	井上 寧	近畿税理士会吹田支部

(2)

7 選定の概要

(1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査により採点し、各選定委員の評価点数の合計の平均が60点を上回る場合において、応募者を選定対象者とする事としました。

次に、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに選定対象者の評価点数の合計が高いものから順位付けを行い、1位とした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定することとしました。

(2) 選定結果

南山田地域文化推進協議会が唯一の応募事業者であり、上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定評価点集計表

南山田地域文化推進協議会

(単位：点)

選 定 基 準	評 価 項 目	配点	評価点				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
1 市民の適正な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画	10	8	6	8	6	8
	②幅広い利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3	3	4	3	3
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	4	3	4	3	4
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	4	5	4	4	3
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	3	3	3	3	3
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	4	4	3	3
	④新たな取組を含めサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果について	5	3	4	4	2	3
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	5	3	3	4	3	4
	⑥環境への配慮とその具体的取組について	5	3	3	4	3	4
3 安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあること	①安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	6	8	8	6	8
	②安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	6	6	8	6	6
4 施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容、コスト意識及び経費削減の工夫	10	8	8	8	6	6
5 その他指定管理者に求める役割	①地域施設、教育機関との連携	10	8	8	8	6	8
	②関連した事業や活動の市内での実績	10	6	4	8	6	8
合計点数		100	69	68	79	60	71

吹田市文化会館指定管理者候補者団体概要

団 体	所在地 吹田市泉町2丁目29番1号 団体名 公益財団法人吹田市文化振興事業団 代表者 理事長 河内 幸枝
設立年月日	昭和59年(1984年)11月30日
団体の目的 及び事業	<p>市民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 音楽、舞踊、演劇、美術その他文化活動に関すること。 (2) 文化情報紙の発行及び情報の収集に関すること。 (3) 吹田市文化会館等の管理運営に関すること。 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。</p>
役 員	理事長1名 副理事長2名 理事7名 監事2名

吹田市文化会館指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

(名称) 吹田市文化会館
(所在地) 吹田市泉町2丁目29番1号

2 指定管理者候補者

(団体名) 公益財団法人吹田市文化振興事業団
(所在地) 吹田市泉町2丁目29番1号
(代表者) 理事長 河内 幸枝

3 指定の期間

令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

4 管理経費

年 度	管理経費の提案額
令和4年度(2022年度)	434,527,000円
令和5年度(2023年度)	408,952,000円
令和6年度(2024年度)	398,037,000円
令和7年度(2025年度)	402,204,000円
令和8年度(2026年度)	436,259,000円
合 計	2,079,979,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 非公募の理由

吹田市文化会館は、文化の向上を図ることを目的とし設置された施設であり、市と協力して文化振興施策の一翼を担い、継続的に安定した運営ができる組織に管理運営を任せる必要があります。

公益財団法人吹田市文化振興事業団は、文化会館の運営のために設立された外郭団体であり、開館当初から現在まで、市や市民、文化団体と協働し多彩な事業を行いながら、良好に施設を運営し、吹田市の文化振興に多大な貢献をしてきた実績があります。

また、長年蓄積されたノウハウをいかした事業企画力や、音響や照明等の専門的な舞台技術を持つ職員を有していることから、効果的な施設運営を行い、舞台芸術における地域文化の向上につながっています。

以上より、吹田市文化会館の指定管理者候補者については、非公募で選定を行うものとした。

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年(2021年)7月8日

第2回選定委員会 令和3年(2021年)9月2日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	橋本 行史	関西大学政策創造学部教授
副委員長	申崎 幸代	千里金蘭大学生生活科学部准教授
委員	大谷 羊子	脚本・演出家
委員	柳瀬 真佐子	特定非営利活動法人市民ネットすいた理事
委員	目加田 純一	近畿税理士会吹田支部

7 選定の概要

(1) 選定方法

申請要項に定める申請資格を満たしていることを確認した上で、申請者から提出された事業計画書等について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき各委員が採点を行いました。

なお、適否の判断基準は60点とし、評価点数の合計が60点以上である委員が半数以上となる場合において、指定管理者候補者とすることとしました。

(2) 選定結果

半数以上の委員が、合計60点以上となる評価を行ったため、指定管理者候補者として決定しました。

(3)

吹田市文化会館指定管理者候補者選定評価点集計表

公益財団法人吹田市文化振興事業団

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点	評価点				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
1 市民の適正な利用が確保されること	①管理運営の方針	10	8	8	6	10	8
	②平等利用の確保及び個人情報保護	5	4	4	5	4	4
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の利用促進の方針	10	6	6	6	6	8
	②事業計画の内容	10	6	8	8	8	8
	③安全対策について	10	8	8	8	10	8
3 事業計画書に従った管理運営を安定して行う人員、その他の能力を有しているか、又は確保できる見込みがあること	①人員配置及び勤務体制	10	6	6	8	8	8
	②事業計画に沿った管理を安定的に行える人員資産、その他経営規模	10	6	6	6	6	6
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①コスト意識及び経費削減の工夫	10	6	8	6	8	6
5 市の施策に沿った運営が図られていること	①協働と連携や新たな文化創造への取組	15	12	15	12	9	12
	②環境、地域経済等への姿勢	10	8	4	8	8	8
合計点数		100	70	73	73	77	76

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者の概要

団 体	所在地 吹田市末広町 2 1 番 5 - 1 0 3 号 団体名 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会 代表者 代表理事 岸下 富盛
設立年月日	令和 2 年 (2 0 2 0 年) 4 月 1 3 日
団体の目的 及び事業	<p>(目 的)</p> <p>吹田市内にある高齢クラブの連絡協調をはかり、高齢クラブの発展と高齢者の福祉向上に資することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係行政機関、関係団体等との連絡協調と高齢クラブの育成強化 (2) 高齢者福祉に関する各種研修会の開催 (3) 高齢者福祉に関する調査広報活動 (4) 高齢者が相互に支援する友愛活動 (5) 高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役 員	代表理事 1 名 副理事長 4 名 常務理事 (会計) 1 名 監事 (会計監査) 2 名 理事 若干名

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

吹田市立高齢者生きがい活動センター
吹田市津雲台1丁目2番1号

2 指定管理者候補者

団体名 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会
団体所在地 吹田市末広町21番5-103号
代表者 代表理事 岸下 富盛

次点者

なし

3 指定期間（予定）

令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 管理経費の提案額

年 度	収支計画書による支出額
令和4年度（2022年度）	13,736,000円
令和5年度（2023年度）	13,736,000円
令和6年度（2024年度）	14,137,000円
令和7年度（2025年度）	14,137,000円
令和8年度（2026年度）	14,137,000円
合 計	69,883,000円

委託料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和3年（2021年）8月1日から9月15日まで
事業者説明会 令和3年（2021年）8月17日（参加：3団体）
事業者応募受付 令和3年（2021年）9月1日から9月15日まで（申請：1団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年（2021年）7月16日
第2回選定委員会 令和3年（2021年）10月18日

6 選定委員会委員

	氏 名	役 職 等
委員長	井元 真澄	梅花女子大学 教授
副委員長	宮本 修	吹田市民生・児童委員協議会 会長
委 員	三宅 佳子	大阪府社会保険労務士会 代表
委 員	山下 節代	吹田市社会福祉協議会 副会長
委 員	大川 雅子	近畿税理士会吹田支部 幹事、広報委員会委員長

7 選定の概要

(1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、申請法人から提出された書類審査とヒアリング等審査により採点し、全選定委員の選定項目ごとの平均点が、基準点（5割（項目5を除く））以上で、かつ全選定委員の評点合計の平均点が基準点（6割）以上である申請法人を選定対象者とする事としました。

次に、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに選定対象者の評点合計が高いものから順位付けを行い、1位とした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定することとしました。

(2) 選定結果

一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会が唯一の応募事業者であり、上記選定基準に達していたため、選定対象者かつ指定管理者候補者として決定しました。

8 選定評点集計表

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定評点表

(指定管理者候補者) 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会

(単位:点)

選考基準	評価項目	配点	評点				
			A	B	C	D	E
1 市民の平等な利用が確保されるか	①センターの運営方針、運営計画	15	11	14	14	13	11
	②平等利用を図るための具体的手法及び期待される効果						
	③個人情報保護及び情報公開についての考え方及び具体的取組						
2 センターの効用を最大限に発揮するものであり、センターの設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか	①センターの設置目的に合致している	40	30	39	39	34	30
	②事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる						
	③センターの利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応						
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果						
	⑤安心・安全に利用できるセンターとするための具体的方策及び緊急時の対応						
	⑥自主事業の取組						
3 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか	①安定的な管理運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守	20	15	18	20	18	15
	②安定的な管理運営が可能な財政的基盤						
4 センターの管理経費が適正な水準であり、効率的な運営が図られるものであるか	①センターの管理運営に係る経費の内容	10	8	10	8	8	8
5 市内に団体の所在地があるか、また、市内においてセンターの設置目的に関連した事業等の実績があるか	①市内における団体の所在地	10	10	10	10	10	10
	②市内でのセンターの設置目的に関連した事業等の活動実績について						
6 その他、指定管理者に求める役割を果たせるか	①障がい者及び高年齢者の積極的な雇用	5	4	5	4	3	3
	②環境への配慮						
合計		100	78	96	95	86	77

吹田市資源リサイクルセンター指定管理者団体概要

<p>団 体</p>	<p>所在地 吹田市千里万博公園 4 番 3 号 吹田市資源リサイクルセンター内 団体名 公益財団法人 千里リサイクルプラザ 理事長 門脇 則子</p>
<p>設立年月日</p>	<p>平成 4 年（1992 年）3 月 16 日</p>
<p>団体の目的 及び事業</p>	<p>本法人は、地球環境保全の重要性にかんがみ、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業を展開し、もって持続可能な社会への転換に寄与することを目的とする。</p> <p>本法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 啓発・普及活動等に関する事業 (2) 市民研究等に関する事業 (3) 講演・講座の開催等教育に関する事業 (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>役 員</p>	<p>理事長 1 名 副理事長 1 名 専務理事 1 名 理事 7 名 監事 2 名</p>

吹田市資源リサイクルセンター指定管理者候補者選定の概要

1 指定管理者候補者

名称 公益財団法人 千里リサイクルプラザ
所在地 吹田市千里万博公園4番3号 吹田市資源リサイクルセンター内
代表者 理事長 門脇 則子

2 指定の期間

令和4年（2022年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

3 施設の管理経費

年度	管理経費の提案額
令和4年度（2022年度）	51,760,000円
令和5年度（2023年度）	51,962,000円
令和6年度（2024年度）	52,174,000円
令和7年度（2025年度）	52,396,000円
令和8年度（2026年度）	52,622,000円
合計	260,914,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。

なお、指定管理料の額は年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めます。

4 募集及び選定経過の概要

(1) 非公募の理由

以下のことを総合的に勘案して非公募としました。

ア 公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下、「公益財団」といいます。）は、大阪府、本市及び137社（者）の民間団体等の出捐金を基に設立され、吹田市資源リサイクルセンター（以下、「センター」といいます。）の開館当初（平成4年（1992年）11月1日）から現在まで、本市と一体となり運営を行ってきた実績のある外郭団体であること。

イ 設立当初から活動している市民研究員による、小中学校の授業・クラブ活動等を対象とした環境学習支援事業は、公益財団独自の事業であり、学校教育現場等における環境教育の実践は一朝一夕では成しえない公益財団の信頼と実績の上に成り立っており、今後も継続した若年層への環境啓発が期待できること。

ウ 公益財団は、センターの設置目的と本市の環境基本計画等の環境に関する計画に沿って廃棄物に関する事業のほか、地球温暖化対策や使い捨てプラスチック問題等、近年の環境問題にも積極的に取り組んできたこと。

エ 第三者モニタリング（令和2年度（2020年度）実施）による評価では、受託事業・自主事業ともに、本市の環境施策を理解し、創意工夫を凝らして施設の設置目的に合致した事業を展開していることや、出捐金を基に安定的な財政基盤を有し、受託事業に加え、運用益を活用した自主事業を展開し、継続した環境啓発事業が期待できること、及び来館者へのアンケート調査結果を踏まえた業務改善や近年多く来館される外国人に対し外国語のパンフレットを作成するなど、来館者のニーズに合わせた対応が図られているなど高い評価を得ていること。

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年(2021年)8月23日

第2回選定委員会 令和3年(2021年)9月28日

5 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職名
委員長	良永 康平	関西大学教授
副委員長	宮崎 ひろ志	関西大学専任講師
委員	原田 禎夫	大阪商業大学准教授
委員	小林 裕五	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」所長
委員	小山 奈邦	税理士

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、申請者から提出された事業計画書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき各委員が採点を行いました。

適否の判断基準は60点とし、全委員の評点の平均点が60点を上回る場合において、指定管理者候補者とするを条件としました。

(2) 選定結果

全委員の評点の平均点が60点を上回ったことにより、指定管理者候補者として決定しました。

指定管理者候補者選定採点集計表

(単位：点)

選定基準	評価項目	評価の視点	配点	委員の採点結果				
				A	B	C	D	E
1 市民の 平等な利用 が確保され ること	(1) 管理運営 の方針	・施設運営の方針が具体的に示されているか ・設置目的、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画等の市の方向性を踏まえているか	10	8	10	8	8	10
	(2) 平等利用 の確保、個人情 報保護、情報公 開対応	・特定の個人、団体等が優遇されることの無い提案となっているか ・障がい者、高齢者等に配慮がなされているか ・個人情報保護、情報公開の対応は適切か	5	3	4	4	5	4
2 事業計 画書の内容 が施設の効 用を最大限 に発揮する ものである こと	(1) 施設の利 用促進の方策	世代ごとの利用者ニーズを捉え、利用者の満足度の向上に資する取組があるか	5	4	4	3	4	5
		学生や、子育て世代をはじめ、幅広い世代の市民、事業者等が参加(活動)できる場が創出されているか	5	4	4	3	4	4
		SNS、オンライン会議システム等の積極的活用による、効果的な情報発信に取り組んでいるか	5	4	5	3	4	4
		・各所の案内表示はわかりやすく工夫されているか ・展示は魅力的になるよう工夫されているか	5	4	4	3	3	4
	(2) 事業計画 の内容	設置目的、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画等の市の方向性を踏まえており、実現性が高く、具体的か	10	8	10	8	8	10

		市民、企業、学校、地域、NPO 団体、他自治体等と連携する新たな取組があるか	5	3	5	4	4	5
		最新又は市民の関心が高い環境問題を含む事業内容となっているか	5	4	4	5	3	5
	(3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務における安全対策は行われているか ・ 緊急時（事故発生時等）における対応方法は適切か ・ 防災知識を高める取組（防災に関する研修）があるか ・ 発災時の体制は適切か 	5	4	4	3	4	5
3 事業計画書に従った管理運営を安定して行う人員、その他の能力を有しているか、又は確保できる見込みがあること	(1) 人員配置及び勤務体制	人員配置、責任の所在、個々の役割が具体的に示されているか	5	4	4	3	4	5
		苦情、要望等を受けた際の連絡体制は明確か	5	3	5	4	4	5
	(2) 事業計画に沿った管理を安定的に行える人員資産、その他の経営規模	職員向けの研修や類似施設の見学等を積極的に行い、知識・技能を向上させる内容となっているか	5	4	5	4	4	5
		安定的な管理運営が可能な財政的基盤があるか	5	5	5	4	4	5
4 収支計画書の内容が施設の管理経費縮減が図られるものであること	コスト意識及び経費削減の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減の方策について、具体的であり、実現可能なものになっているか ・ 経費縮減及び効果的な管理運営のための工夫が示されているか 	10	8	8	6	10	8
5 市の施策に沿った運営が図られていること	市の施策に沿った管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN(SMAP)」の実践等の環境に配慮した管理運営が行われているか ・ 市の施設にふさわしい接遇や人権意識を備えたものであるか ・ 計画した事業の実績や成果を評価し、効果的な進行管理と事業の推進につながられているか 	10	8	10	8	8	8
合 計			100	78	91	73	81	92
全委員の合計			415					
全委員の平均			83					

吹田市営住宅指定管理者候補者団体概要

団 体	所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 名 称 日本管財株式会社 代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎
設立年月日	昭和40年(1965年)10月27日
主な事業	1 建物管理運営事業(ビル管理業務、保安警備) 2 住宅管理運営事業 3 環境施設管理事業 4 不動産ファンドマネジメント事業 5 その他の事業
役 員	取締役 8名(うち代表取締役2名)、監査役4名

吹田市営住宅指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

吹田市営住宅（全23団地）

各団地の名称及び所在地は別表のとおり

2 指定期間

令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和4年度（2022年度）	167,665,520円
令和5年度（2023年度）	164,219,110円
令和6年度（2024年度）	165,352,660円
令和7年度（2025年度）	165,093,060円
令和8年度（2026年度）	167,133,890円
合 計	829,464,240円

なお、各年度の指定管理委託料の額は、予算の範囲内で、市と指定管理者が締結する年度協定書で定めるものとします。

4 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布 令和3年（2021年）7月12日から8月16日まで

現地見学会 令和3年（2021年）8月 2日（参加者：3者）

応募締切 令和3年（2021年）8月16日（応募者：3者）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年（2021年）6月29日

第2回選定委員会 令和3年（2021年）9月 9日

(2)

5 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	木多 道宏	大阪大学大学院 工学研究科 教授
副委員長	中山 徹	奈良女子大学大学院 人間文化研究科 教授
委員	越前谷 智	大和大学 理工学部理工学科 教授
委員	影山 真由美	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会大阪府支部長
委員	小山 登	日本公認会計士協会近畿会会員 公認会計士

6 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえで、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各委員が選定基準に基づいて評価を行いました。

選定にあたっては、各委員の総評点（ただし、評価項目「管理経費の内容」、「団体の所在地が市内であること」及び「関連した事業や活動の市内実績」に係る評点を除く。）が配点の6割以上を獲得し、かつ、選定基準1「市民の平等な利用が確保されること」の各評価項目が評価C（普通）以上の評価を有する団体を選定対象としました。

次に、各委員の総評点による順位付けを行い、1位とした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を選定しました。

(2) 選定結果

選定委員 名称	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 (日本管財株式会社)	79.50 点	77.25 点	77.10 点	86.40 点	80.85 点
	1位	1位	1位	1位	1位
次点者	78.60 点	66.00 点	67.70 点	77.95 点	68.15 点
	2位	2位	2位	2位	2位
応募者ア	72.60 点	54.35 点	55.95 点	68.75 点	51.30 点
	3位	3位	3位	3位	3位

(3)

(3) 評価点集計表
指定管理者候補者

(単位：点)

選定基準		評価項目	配点		評価点									
					A委員		B委員		C委員		D委員		E委員	
1	市民の平等な利用が確保されること	管理運営の方針	4	12	B	3.40	B	3.40	A	4.00	A	4.00	A	4.00
		平等利用の確保	4		B	3.40	B	3.40	B	3.40	A	4.00	A	4.00
		個人情報の保護	4		B	3.40	B	3.40	A	4.00	A	4.00	A	4.00
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	事業計画内容と設置目的の合致	4	38	A	4.00	A	4.00	A	4.00	A	4.00	A	4.00
		事業計画内容の創意工夫・積極性	4		A	4.00	A	4.00	B	3.40	A	4.00	A	4.00
		サービス水準の確保	7		A	7.00	B	5.95	B	5.95	A	7.00	B	5.95
		サービス向上策	5		B	4.25	A	5.00	B	4.25	A	5.00	A	5.00
		利用者満足度調査及びその反映	4		B	3.40	A	4.00	A	4.00	A	4.00	B	3.40
		安心安全な維持管理体制	7		B	5.95	B	5.95	A	7.00	A	7.00	A	7.00
	自主事業の内容	7	B	5.95	A	7.00	A	7.00	A	7.00	B	5.95		
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	安定的な運営が可能となる人的能力	4	22	B	3.40	A	4.00	B	3.40	A	4.00	B	3.40
			7		B	5.95	A	7.00	B	5.95	A	7.00	A	7.00
		従業員への配慮	4		B	3.40	C	2.40	C	2.40	B	3.40	B	3.40
		安定的な運営が可能 な財政的基盤	7		A	7.00	B	5.95	A	7.00	A	7.00	B	5.95
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	管理経費の内容	15	20		3.00		3.00		3.00		3.00		3.00
		管理経費縮減方策の創意工夫	5		A	5.00	C	3.00	C	3.00	A	5.00	B	4.25
5	団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	団体の所在地が市内であること	1	2	B	0.00	B	0.00	B	0.00	B	0.00	B	0.00
		関連した事業や活動の市内実績	1		A	1.00	A	1.00	A	1.00	A	1.00	A	1.00
6	その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	環境への配慮	3	6	A	3.00	C	1.80	B	2.55	A	3.00	B	2.55
		障がい者及び高齢者への配慮	3		A	3.00	A	3.00	C	1.80	A	3.00	A	3.00
合 計			100		79.50	77.25	77.10	86.40	80.85					

(4)

次点者

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点		評価点									
				A委員		B委員		C委員		D委員		E委員	
1 市民の平等な利用が確保されること	管理運営の方針	4	12	B	3.40	C	2.40	A	4.00	A	4.00	B	3.40
	平等利用の確保	4		B	3.40	C	2.40	C	2.40	B	3.40	B	3.40
	個人情報の保護	4		B	3.40	C	2.40	B	3.40	A	4.00	A	4.00
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	事業計画内容と設置目的の合致	4	38	A	4.00	B	3.40	B	3.40	A	4.00	B	3.40
	事業計画内容の創意工夫・積極性	4		A	4.00	A	4.00	C	2.40	B	3.40	B	3.40
	サービス水準の確保	7		B	5.95	C	4.20	D	3.50	A	7.00	B	5.95
	サービス向上策	5		B	4.25	B	4.25	B	4.25	B	4.25	C	3.00
	利用者満足度調査及びその反映	4		B	3.40	B	3.40	C	2.40	C	2.40	C	2.40
	安心安全な維持管理体制	7		B	5.95	B	5.95	B	5.95	A	7.00	B	5.95
自主事業の内容	7	A	7.00	A	7.00	B	5.95	B	5.95	C	4.20		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	安定的な運営が可能となる人的能力	4	22	B	3.40	B	3.40	B	3.40	C	2.40	C	2.40
		7		B	5.95	B	5.95	A	7.00	B	5.95	B	5.95
	従業員への配慮	4		A	4.00	C	2.40	B	3.40	A	4.00	B	3.40
	安定的な運営が可能 な財政的基盤	7		B	5.95	D	3.50	B	5.95	B	5.95	B	5.95
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	管理経費の内容	15	20		3.00		3.00		3.00		3.00		3.00
	管理経費縮減方策の創意工夫	5		A	5.00	C	3.00	C	3.00	B	4.25	C	3.00
5 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	団体の所在地が市内であること	1	2	B	0.00								
	関連した事業や活動の市内実績	1		A	1.00								
6 その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	環境への配慮	3	6	A	3.00	C	1.80	C	1.80	A	3.00	B	2.55
	障がい者及び高齢者への配慮	3		B	2.55	B	2.55	D	1.50	A	3.00	C	1.80
合 計		100		78.60		66.00		67.70		77.95		68.15	

(5)

応募者ア

(単位：点)

選定基準	評価項目	配点		評価点									
				A委員		B委員		C委員		D委員		E委員	
1 市民の平等な利用が確保されること	管理運営の方針	4	12	B	3.40	C	2.40	C	2.40	A	4.00	D	2.00
	平等利用の確保	4		B	3.40	C	2.40	D	2.00	C	2.40	D	2.00
	個人情報の保護	4		B	3.40	C	2.40	C	2.40	B	3.40	C	2.40
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	事業計画内容と設置目的の合致	4	38	A	4.00	B	3.40	B	3.40	B	3.40	D	2.00
	事業計画内容の創意工夫・積極性	4		B	3.40	C	2.40	C	2.40	C	2.40	C	2.40
	サービス水準の確保	7		B	5.95	C	4.20	C	4.20	B	5.95	C	4.20
	サービス向上策	5		B	4.25	C	3.00	D	2.50	C	3.00	C	3.00
	利用者満足度調査及びその反映	4		B	3.40	C	2.40	C	2.40	C	2.40	C	2.40
	安心安全な維持管理体制	7		B	5.95	C	4.20	B	5.95	B	5.95	C	4.20
自主事業の内容	7	B	5.95	C	4.20	C	4.20	B	5.95	D	3.50		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	安定的な運営が可能となる人的能力	4	22	B	3.40	B	3.40	C	2.40	B	3.40	D	2.00
	従業員への配慮	4		B	5.95	C	4.20	C	4.20	B	5.95	C	4.20
	従業者への配慮	4		C	2.40	C	2.40	D	2.00	A	4.00	D	2.00
	安定的な運営が可能 な財政的基盤	7		C	4.20	E	1.75	C	4.20	C	4.20	C	4.20
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	管理経費の内容	15	20		3.00		3.00		3.00		3.00		3.00
	管理経費縮減方策の創意工夫	5		C	3.00	C	3.00	C	3.00	C	3.00	D	2.50
5 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	団体の所在地が市内であること	1	2	A	1.00								
	関連した事業や活動の市内実績	1		A	1.00								
6 その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	環境への配慮	3	6	B	2.55	C	1.80	D	1.50	B	2.55	D	1.50
	障がい者及び高齢者への配慮	3		A	3.00	C	1.80	C	1.80	C	1.80	C	1.80
合 計		100		72.60		54.35		55.95		68.75		51.30	

(6)

吹田市営住宅一覧

(令和3年(2021年)11月1日現在)

No.	区分	住宅名	管理戸数	所在地
1	市建設型 合計戸数 1,056	千里山東住宅	126	吹田市千里山東2丁目1番及び6番
2		千里山西住宅	63	吹田市千里山西1丁目6番
3		千里山住宅	45	吹田市千里山月が丘2番
4		豊津住宅	155	吹田市豊津町46番及び50番
5		天道住宅	29	吹田市天道町8番
6		津雲台第2住宅	36	吹田市津雲台6丁目19番
7		岸部北住宅	30	吹田市岸部北1丁目17番
8		岸部中住宅	332	吹田市岸部中1丁目10番、12番及び26番並びに2丁目8番
9		新佐竹台住宅	240	吹田市佐竹台2丁目1番
10	借上型 合計戸数 123	佐井寺南が丘住宅	7	吹田市佐井寺南が丘16番16-201号から16-207号まで
11		穂波町住宅	6	吹田市穂波町5番32-201号から32-204号まで、32-303号及び32-304号
12		上山手町住宅	6	吹田市上山手町50番15-101号から15-104号まで、15-202号及び15-203号
13		佐井寺3丁目住宅	5	吹田市佐井寺3丁目8番12-102号、12-202号、12-302号、12-402号及び12-502号
14		垂水町3丁目住宅	15	吹田市垂水町3丁目5番28-201号から28-203号まで、28-301号から28-303号まで、28-401号から28-403号まで、28-501号から28-503号まで及び28-601号から28-603号まで
15		千里山西1丁目住宅	18	吹田市千里山西1丁目9番4-201号から4-205号まで、4-301号から4-305号まで、4-401号から4-404号まで及び4-501号から4-504号まで
16		第5清涼マンション住宅	15	吹田市山田東1丁目35番1-101号から1-103号まで、1-201号、1-203号、1-305号、1-306号、1-402号、1-404号から1-406号まで、1-501号、1-505号、1-602号及び1-702号
17		グリーンハイム千里南が丘住宅	10	吹田市佐井寺南が丘10番12-102号、12-105号、12-203号、12-302号、12-303号、12-402号、12-403号、12-502号、12-602号及び12-603号
18		エクセル千里3番館住宅	16	吹田市山田市場10番12-102号、12-201号から12-203号まで、12-205号、12-206号、12-208号、12-210号、12-406号、12-408号、12-410号、12-506号から12-508号まで、12-510号及び12-511号
19		グリーンハイム千里2住宅	4	吹田市山手町4丁目36番1-206号、1-302号、1-707号及び1-903号
20		オークヴィラ上山手住宅	2	吹田市上山手町26番2-403号及び2-503号
21		千里ピュアライフ住宅	12	吹田市山田東1丁目25番18-102号、18-103号、18-105号、18-107号、18-108号、18-110号、18-202号、18-203号、18-206号、18-210号、18-303号及び18-402号
22		ヴィオラ千里住宅	3	吹田市佐井寺南が丘15番8-305号、8-402号及び8-502号
23		ラフィーネ高塚住宅	4	吹田市千里山高塚31番26-301号、26-501号、26-503号及び26-601号

吹田市自然体験交流センターの指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 大阪府中央区法円坂1丁目1番35号 団体名 一般財団法人 大阪市青少年活動協会 会長 出田 善蔵
設立年月日	昭和50年(1975年)5月1日
団体の目的及び事業	<p>(目的)</p> <p>この法人は、青少年の健全育成活動を促進し、心身ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年活動に関する指導者の養成 2 青少年活動の普及・振興 3 青少年活動に関する情報の収集・提供、相談・助言、調査・研究 4 青少年の体験活動に係る事業の実施 5 青少年活動施設の運営・管理 6 青少年活動関係機関・団体等との連携・支援 7 その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業
役員	役員9名(うち会長1名、専務理事1名、常務理事1名、理事4名、監事2名)

吹田市自然体験交流センターの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市自然体験交流センター
所在地 吹田市藤白台5丁目20番1号

2 指定管理者候補者

名 称 一般財団法人 大阪市青少年活動協会
住 所 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
代表者 会長 出田 善蔵

3 指定の期間

令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和4年度(2022年度)	87,592,000円
令和5年度(2023年度)	87,607,000円
令和6年度(2024年度)	87,605,000円
令和7年度(2025年度)	87,613,000円
令和8年度(2026年度)	87,675,000円
合 計	438,092,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布 令和3年(2021年) 7月26日～8月31日
現地施設案内 令和3年(2021年) 8月10日 (5団体)
申請書類の受付 令和3年(2021年) 8月23日～8月31日 (2団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和3年(2021年) 7月15日
第2回選定委員会 令和3年(2021年) 10月15日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	川上 光男	吹田市社会教育委員 吹田市青少年指導員会元会長
副委員長	渋谷 公次	金蘭千里学園教諭
委員	小野 淳	千里金蘭大学生生活科学部准教授
委員	藤本 里絵	施設の使用者
委員	金子 真也	税理士 (近畿税理士会吹田支部)

7 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえで、各選定委員が書類審査とヒアリング審査により順位付けを行い、第一位と順位付けした委員数が多いものを上位とし、応募者の順位付けを行いました。(100点満点中60点を最低基準とし、委員の過半数の各総評点がこれを満たさない場合は選定の対象としない。)

委員の過半数が第一位と評価したものを指定管理者候補者とし、次の順位のを次点者とすることとしました。

(2) 選定結果

吹田市自然体験交流センター指定管理者候補者選定に係る総評点及び順位

団体名	選定委員				
	ア	イ	ウ	エ	オ
指定管理者候補者 一般財団法人 大阪市青少年活動協会	83.50点	92.00点	92.25点	85.75点	88.75点
	1位	1位	1位	1位	1位
次点者	81.25点	64.50点	78.75点	73.00点	86.75点
	2位	2位	2位	2位	2位

(3)

指定管理者候補者（一般財団法人 大阪市青少年活動協会）

（単位：点）

選定基準	評価項目	委員	ア	イ	ウ	エ	オ
		配点					
1 市民の平等な使用が確保されること	①管理運営の方針	5	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
	②平等使用の確保及び個人情報保護	5	4.25	5.00	5.00	4.25	4.25
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①主催事業の内容	10	8.50	10.00	10.00	8.50	10.00
	②自主事業の内容	5	4.25	4.25	3.75	4.25	5.00
	③環境学習、自然体験学習等への取り組み	10	8.50	8.50	10.00	10.00	10.00
	④食堂運営の内容	5	4.25	4.25	4.25	4.25	5.00
3 施設の設置目的を効果的に達成し、施設使用者に質の高いサービスが提供できること	①サービスの向上	5	4.25	5.00	4.25	4.25	5.00
	②施設の使用促進	5	4.25	5.00	5.00	5.00	4.25
	③学校利用の促進	5	4.25	5.00	5.00	4.25	4.25
4 事業計画書、管理体制計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	①安定的な運営が可能となる人的能力について	10	8.50	8.50	10.00	8.50	8.50
	②安定的な運営が可能となる財政的基盤について	10	8.50	10.00	8.50	8.50	7.50
5 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①支出経費の縮減	10	7.50	10.00	8.50	7.50	8.50
6 災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること	①安心・安全に使用できる施設とするための具体的方策について	10	8.50	8.50	10.00	8.50	8.50
7 団体の所在地が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	①団体の所在地が市内である	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	②青少年に関する事業や活動の市内での実績がある	3	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	合計	100	83.50	92.00	92.25	85.75	88.75
	順位		1位	1位	1位	1位	1位

次点者

(単位：点)

選定基準	評価項目	委員 配点	ア	イ	ウ	エ	オ
1 市民の平等な使用が確保されること	①管理運営の方針	5	4.25	3.75	3.75	3.75	3.75
	②平等使用の確保及び個人情報保護	5	4.25	3.75	4.25	4.25	4.25
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①主催事業の内容	10	8.50	5.00	7.50	5.00	8.50
	②自主事業の内容	5	4.25	3.75	3.75	2.50	4.25
	③環境学習、自然体験学習等への取り組み	10	7.50	5.00	7.50	7.50	8.50
	④食堂運営の内容	5	4.25	3.75	3.75	4.25	4.25
3 施設の設置目的を効果的に達成し、施設使用者に質の高いサービスが提供できること	①サービスの向上	5	4.25	3.75	4.25	3.75	4.25
	②施設の使用促進	5	3.75	3.75	3.75	3.75	4.25
	③学校利用の促進	5	3.75	2.50	3.75	3.75	4.25
4 事業計画書、管理体制計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	①安定的な運営が可能となる人的能力について	10	8.50	7.50	8.50	7.50	10.00
	②安定的な運営が可能となる財政的基盤について	10	10.00	7.50	10.00	10.00	10.00
5 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①支出経費の縮減	10	8.50	7.50	8.50	7.50	10.00
6 災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること	①安心・安全に使用できる施設とするための具体的方策について	10	7.50	5.00	7.50	7.50	8.50
7 団体の所在地が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	①団体の所在地が市内である	2	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	②青少年に関する事業や活動の市内での実績がある	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	100	81.25	64.50	78.75	73.00	86.75
	順位		2位	2位	2位	2位	2位

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの指定管理者候補者団体概要

1 指定管理者候補者

団体名称等	一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社 共同事業体 (代表者) 大阪府中央区法円坂1丁目1番35号 一般財団法人大阪市青少年活動協会 会長 出田 善蔵
-------	---

2 構成団体概要

(1) 代表者

名 称	一般財団法人大阪市青少年活動協会
設立年月日	昭和50年(1975年)5月1日
団体の目的及び事業	(目的) この法人は、青少年の健全育成活動を促進し、心身ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする。 (事業) この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 青少年活動に関する指導者の養成 2 青少年活動の普及・振興 3 青少年活動に関する情報の収集・提供、相談・助言、調査・研究 4 青少年の体験活動に係る事業の実施 5 青少年活動施設の運営・管理 6 青少年活動関係機関・団体等との連携・支援 7 その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業
役 員	9名(うち会長1名、専務理事1名、常務理事1名、理事4名、監事2名)

(2) 構成員

名 称	東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
設立年月日	昭和31年(1956年)9月12日
団体の目的及び事業	1 不動産およびそれに付随する設備等の保守、点検、警備、清掃、ならびに管理 2 不動産および動産の賃貸 3 不動産および動産の賃貸借、取得、売却に係わる各種マーケティング業務、仲介代理、ならびに鑑定業務 4 建築工事・土木工事・設備工事の設計、施工、ならびに監理 5 商業施設、テナントビル・老人保健施設・研修所・保養所・寮・スポーツ施設等の運営受託、経営ならびに管理 6 店舗・事務所等のレイアウトの企画、設計、施工に関する業務ならびに移転に伴う貨物利用運送事業 7 大気、土壌、水質、騒音、悪臭、害虫等環境全般に係わる調査 8 防犯・防災に係わる調査、システムの設計、施工及び監理 9 切符・定期券の購入手配およびこれらの取次ぎ 10 車両の運行管理請負ならびに保守・点検 11 各種文書の作成・整理・保管・受発送・運搬業務、帳票管理、計算事務、受付業務、決算事務、保養所の利用受付・社会保険等福利厚生事務の代行

	12 コンピューター・情報処理システム・ビル管理システム・通信機器設備および付帯設備機器等の設計、施工、監理ならびに販売、リース 13 電気通信事業法に規定する卸電気通信役務の提供を受けて行う電気通信事業 14 O A機器・事務用品・日用雑貨・食料品等の販売、リース 15 郵便切手類の販売および印紙売りさばき 16 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 17 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援 18 損害保険に係わる損害の調査 19 マーケット情報の収集・分析、リスク測定、企業価値の算定業務等のデータリジェンス業務 20 労働者派遣事業 21 前各号に関するコンサルティング業 22 前各号に付帯関連する一切の業務
役員	9名（うち取締役社長1名、取締役6名、監査役2名）

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館
青少年活動サポートプラザの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ
所在地 吹田市山田西4丁目2番43号

2 指定管理者候補者

一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体
(代表者) 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
一般財団法人大阪市青少年活動協会
会長 出 田 善 蔵
(構成員) 大阪市中央区城見2丁目2番53号
東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長 和 田 雅 也

3 指定の期間

令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和4年度(2022年度)	82,038,000円
令和5年度(2023年度)	82,038,000円
令和6年度(2024年度)	82,038,000円
令和7年度(2025年度)	82,038,000円
令和8年度(2026年度)	82,038,000円
合 計	410,190,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の公表	令和3年(2021年)	8月16日～9月22日	
現地施設案内	令和3年(2021年)	8月23日	(4団体)
応募書類の受付	令和3年(2021年)	9月15日～9月22日	(1団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和3年(2021年)	7月29日
第2回選定委員会	令和3年(2021年)	10月8日

(3)

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	若槻 健	関西大学文学部教授
副委員長	水野 篤夫	公益財団法人京都市ユースサービス協会シニアアドバイザー
委 員	谷村 綾子	千里金蘭大学生生活科学部准教授
委 員	三浦 久美	施設の使用者
委 員	金子 真也	税理士（近畿税理士会吹田支部）

7 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえで、各選定委員が書類審査とヒアリング審査により、採点を行いました。200点満点中、120点を最低基準とし、委員の過半数が120点以上とした団体を選定対象としました。

(2) 選定結果

応募は1者でしたが、一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体は、すべての選定委員の採点結果が120点以上であり、選定条件を満たしているため、指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者選定に係る採点集計表

一般財団法人大阪市青少年活動協会・東京海上日動ファシリティーズ株式会社共同事業体

(単位:点)

選定基準	評価項目	委員	ア	イ	ウ	エ	オ
		配点					
1 団体の理念に基づく運営方針	①施設の運営理念・運営方針	20	20	16	20	16	12
	②事業者としての事業実績	10	10	10	10	10	8
	③地域経済の活性化及び社会的貢献の取り組み(団体の本支店等の所在地を明記)	5	4	3	4	4	4
2 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	①安定した管理運営ができる財力	10	10	8	10	6	8
	②経費削減の取り組み(SDGsに配慮した管理運営)	5	4	2	5	5	3
	③安定したサービス提供や様々な取り組みのための職員体制	15	9	12	12	12	9
	④苦情解決体制	5	5	4	4	5	3
3 事業計画書の内容が、施設管理について施設の効用を最大限に発揮するものであること	①サービス向上に向けての創意工夫や利用者ニーズの把握等の積極的な取り組み	15	15	12	12	12	9
	②施設の稼働率を上げるための広報活動や効果的な取り組み	5	3	3	3	4	3
	③市民の平等な使用の確保	10	6	6	6	6	8
	④事故防止や緊急対応等の安心・安全な施設としての管理運営方法	15	12	9	12	15	9
	⑤新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策、コロナ禍における交流ロビーの運営方法(新型コロナウイルスの影響が継続している場合を踏まえて)	10	8	8	8	10	8
4 事業計画書の内容が、青少年の育成に寄与すること	①施設の設置目的を効果的に達成する取り組み	15	12	12	12	12	12
	②青少年に関する事業の取り組み	10	8	8	8	10	6
	③交流ロビーや学習室の運営方法	10	8	8	8	8	8
	④ロビーワーカーに対する理解・育成方法	10	10	8	6	8	8
	⑤青少年委員会の目的・運営方法	10	8	6	6	8	6
	⑥市内の大学や近隣の教育機関との連携や協働による地域貢献や地域交流の取り組み	10	6	6	6	8	6
	⑦行政課題への取り組み(環境、健康、食育、ジェンダー等)	5	3	3	4	4	3
	⑧自主事業の取り組み	5	3	3	4	4	3
合計		200	164	147	160	167	136

地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標の策定について

1 根拠条文

地方独立行政法人法
(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 意義（地方独立行政法人法逐条解説から）

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。

更に、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標の達成状況について、評価委員会の意見を聴いた上で市長が評価することとなっている。

<中期目標の意義>

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

3 経過

	評価委員会における 意見聴取	その他
令和3年(2021年) 8月20日～9月8日	第1回評価委員会 第3期中期目標(案)	
9月10日 ～ 10月11日		第3期中期目標(案)の パブリックコメント実施
10月18日 ～ 10月25日	第3回評価委員会 第3期中期目標(案)	
11月4日		政策会議

※第1回評価委員会及び第3回評価委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面にて開催。

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の実施について

1 接種対象者及び接種スケジュール

2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種を行う。
約243千人（令和3年（2021年）10月28日現在 VRS 実績による見込み）

2回目接種時期	令和3年（2021年）				
	3～4月	5月	6月	7月	8月以降
3回目接種開始	令和3年 （2021年）	令和4年（2022年）			
	12月	1月	2月	3月	4月以降
接種券送付時期	令和3年（2021年）		令和4年（2022年）		
	11月下旬	12月下旬	1月下旬	2月下旬	3月以降
対象者数	約4千人	約5千人	約39千人	約58千人	約137千人
主な対象	医療従事者	医療従事者	高齢者	高齢者	一般

2 接種体制

(1) 個別接種

かかりつけ医や地域の医療機関（約140か所）での接種

(2) 集団接種

市内公共施設2会場を予定

①メイシアター ②千里市民センター

区分	場所	箇所数	実施日	予約方法
個別接種	地域の医療機関	約140か所	各医療機関の 診察日・時間	各医療機関に申込み コールセンターに電話 予約サイト
集団接種	市内公共施設	2会場	土曜日・日曜日	コールセンターに電話 予約サイト

※希望する医療機関については、市のコールセンター、予約サイトで予約受付を実施し、市民の利便性を図るとともに医療機関の負担軽減も図る。

(1)

3 事業費（補正予算額）

接種に係る費用は、全額を国が負担することとされています。

令和3年度（2021年度）一般会計

(1)歳出

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）予防費（事業名）予防接種事業

【内訳】

（単位：千円）

予算科目（節）	内容	金額
報酬	予防接種健康被害調査委員会委員報酬（6人）	369
	管理医師報酬（2人）	480
給料	会計年度任用職員（看護師3人・事務4人）	3,274
職員手当等	会計年度任用職員（看護師3人・事務4人）	603
共済費	会計年度任用職員（看護師3人・事務4人）	685
報償費	集団接種出務費（医師、看護師）ほか	32,204
需用費	消耗品費、印刷製本費	3,301
役務費	郵送料	10,269
	産業廃棄物処理手数料ほか	358
委託料	接種券の印刷・封入封緘業務	9,632
	予約システム運用	6,468
	コールセンター・ヘルプデスク運営	228,900
	集団接種会場設置運営	30,690
	ワクチン配送業務	10,857
	産業廃棄物運搬業務	406
	個別・施設・医療従事者接種費用ほか	294,381
	市報配布	1,368
使用料及び賃借料	出務医師駐車場代	4,224
	集団接種会場用品リース代ほか	50
合計		638,519

(2)

(2)歳入 638,519 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 衛生費国庫負担金
新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

287,914 千円 (負担率: 国 10/10)

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

350,594 千円 (補助率: 国 10/10)

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入
雇用保険料本人負担分

11 千円

(3)債務負担行為 254,363 千円

期間: 令和3年度(2021年度)~令和4年度(2022年度)

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務

2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種を行うため、令和4年(2022年)7月末まで接種が見込まれることから、債務負担によって業務委託契約を令和4年(2022年)7月末まで延長するものです。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 (事業名) 予防接種事業
(節) 役務費及び委託料

(単位: 千円)

	令和4年度(2022年度)
予約システム運用	2,728
コールセンター・ヘルプデスク運営	180,284
集団接種会場設営運営	55,880
ワクチン配送業務	14,477
産業廃棄物運搬及び処理	994
限度額	254,363

(3)

地域医療推進事業における豊能広域こども急病センター運営費負担金の追加支出について

1 事業概要

平日の夜間、日曜日、祝日、年末年始の小児救急診療を集約化することで、二次救急病院の負担を軽減することを目的に設置した、小児一次救急診療を広域的に担う「豊能広域こども急病センター」の管理運営費用（収支差額の赤字分）を豊能圏域 4 市 2 町で負担するものです。

2 追加支出する理由

同センターは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とする受診患者の激減により、医療収入が減少したため、運営状況が悪化し、関係各市町が負担する令和 2 年度及び今年度の運営費が不足します。同センターの医療提供体制の維持を図るため、運営費を追加支出します。

なお、運営費については、指定管理者（箕面市立医療保健センター）において医療従事者の削減等による歳出の削減を図り、収支改善に努めることとしています。

3 補正額及び予算科目

令和 3 年度一般会計（歳出）

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）保健衛生総務費（大事業）医療政策事業
（小事業）地域医療推進事業（節）負担金、補助及び交付金（細節）負担金

（単位：千円）

当初予算額	補正額	合計（本年度支出予定額）
22,461	13,140	35,601

※同センターの運営負担金のみを抽出して記載しています。

4 補正額の算出根拠

収支差額の赤字分のうち半分を箕面市が負担し、残り半分を箕面市を除く関係市町の人口及び患者比に応じて負担します。

【令和 2 年度本市負担金不足分】

確定負担額 53,548,246 円－既負担額 52,071,000 円＝1,478 千円（千円未満切上げ）

【令和 3 年度収支見込額（箕面市において算出）】

収入 329,298,000 円－支出 391,601,000 円＝△62,303 千円

【令和 3 年度本市負担金総額（人口比率：41.842%、患者比率：33.030%）】

人口割分 19,069,129 円＋患者割分 15,053,717 円＝34,123 千円（千円未満切上げ）

【補正額】

① 令和 2 年度運営費負担金不足分 1,478 千円

② 令和 3 年度本市負担金総額 34,123 千円－当初負担額 22,461 千円＝11,662 千円

①＋②補正額 13,140 千円

不育症検査及び治療費用助成について

1 経過及び理由

不育症は、2回以上の流産・死産の既往がある方に対して用いられる用語です。不育症により流産・早産を繰り返す方々の肉体的、精神的負担は大きく、支援の充実が求められています。不育症の原因は様々ですが、保険適用されない研究段階の検査や治療を受けることもあり、経済的な負担ともなっています。

令和3年度に、検査費用の一部を助成する国の補助金制度が創設されました。本市として、子どもを希望する夫婦が出産することを実現できるよう、検査費用だけではなく、合わせて市独自の治療費用の助成を行うことにより、経済的負担のさらなる軽減を図るものです。

2 事業の概要

令和3年4月1日以降に実施した検査及び治療につき、助成を行います。

(1) 検査

ア 助成対象者（次の要件の全てを満たす方）

検査実施日において、本市に住所を有していること。

2回以上の流産、死産の既往がある方。

イ 対象となる検査

現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるもの。（流産検体を用いた染色体検査）

上記検査を実施する医療機関として、厚生労働省に承認等された医療保険機関で実施されるもの。

ウ 助成額

1回につき5万円まで

(2) 治療

ア 助成対象者（次の要件の全てを満たす夫婦）

治療実施日から申請日において、本市に住所を有していること。

医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断されたこと。

イ 対象となる治療

下記の治療のうち、医療保険適用外のもの。

低用量アスピリン療法

ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）

ウ 助成額

1年につき30万円まで

(1)

3 申請受付開始時期

令和4年1月

4 周知方法

ホームページ、市報への掲載、医療機関への周知等

5 見込件数及び金額

(1) 検査

吹田市内の想定者数及び近隣市見込件数を参考に算定。

見込み件数：30件

見込み金額：1,500,000円

吹田市要検査想定者数：全国患者想定数3.1万人/年×吹田市民/国民 \div 90人/年

近隣市見込件数（令和3年度）：大阪市208件、豊中市30件

(2) 治療

吹田市内の想定者数及び近隣市実績件数を参考に算定。

見込み件数：15件

見込み金額：4,500,000円

吹田市要治療想定者数：90人/年×20%^{*} \div 18人/年

（*患者のうち約20%が低用量アスピリン及びヘパリン療法の対象者）

近隣市実績件数（令和2年度）：高槻市12件、枚方市19件

6 予算科目及び補正予算要求額

(1) 予算科目

令和3年度一般会計

（款）衛生費（項）保健衛生費（目）母子保健事業費

（大事業）母子保健事業（小事業）妊娠・出産包括支援事業

(2) 補正予算要求額

6,006,000円

（内訳）

負担金、補助及び交付金 6,000,000円

需用費 6,000円

7 国庫補助

負担金、補助及び交付金のうち、検査費用分については、国庫補助（補助率2分の1）の対象となります。

(2)

令和3年度（2021年度）空家等対策に係る特定空家等除却工事委託料について

1 特定空家等除却工事委託料について

令和3年(2021年)10月5日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」第14条第3項に基づき、以下の特定空家等の所有者に対して建物等の除却を令和3年(2021年)12月20日までに行うことを命令しました。

また、「行政代執行法(以下「代執行法」という。)」第3条第1項に基づき、所有者に代わり市が建物等の除却を行い、代執行に要する全ての費用を所有者から徴収する旨の戒告を同時に行いました。

今後、命令期日までに履行しない場合、市が所有者に代わり代執行を行うため、必要となる経費を計上するものです。

【対象となる特定空家等】

所在：岸部中1丁目

規模：177㎡(対象建物の延床面積)

2 指導経過及び今後の予定

指導等の時期	建物等所有者への対応（根拠法）
令和2年(2020年)3月18日～	文書・電話等による 空家の適切な管理の指導・助言
令和3年(2021年)1月18日	特定空家等に認定
令和3年(2021年)5月18日	勧告書送付（空家法14条2項）
令和3年(2021年)10月5日	命令書送付（空家法14条3項）
	戒告書送付（代執行法3条1項）
令和4年(2022年)1月(予定)	代執行令書（代執行法3条2項）
令和4年(2022年)2月(予定)	代執行により除却
令和4年(2022年)4月(予定)	代執行に要した経費の請求（代執行法5条）

3 委託料

5,060,000円

小・中学校管理事業の拡充について

1 事業の概要

令和4年度に児童・生徒数が増加することに伴い不足する備品を予め調達します。

また、今後も想定される分散登校等の際に自宅にいる児童・生徒にオンラインを活用した授業を実施できるよう必要となる備品を予め調達します。

2 事業の内容

- (1) 本市の児童生徒数推計に基づき、令和4年度に必要な学習用端末等を配備します。

学習用端末 小学校：623台 中学校：352台

充電保管庫 小学校：21台 中学校：5台

- (2) オンラインを活用した授業を実施するため、Webカメラ及びマイクヘッドセット、撮影用三脚を443教室分調達します。

小学校：330式 中学校：113式

3 事業費

- (1) 小学校管理事業

【消耗品費 その他消耗品費】

Webカメラ購入費用

6,800円×330台×1.1=2,468,400円

マイクヘッドセット購入費用

3,750円×330個×1.1=1,361,250円

撮影用三脚購入費用

4,900円×330脚×1.1=1,778,700円

(1)

【備品購入費 電算関係備品購入費】

学習用端末購入費用

57,200 円×623 台×1.1=39,199,160 円

充電保管庫購入費用

281,000 円×21 台×1.1=6,491,100 円

(2) 中学校管理事業

【消耗品費 その他消耗品費】

Web カメラ購入費用

6,800 円×113 台×1.1=845,240 円

マイクヘッドセット購入費用

3,750 円×113 個×1.1=466,125 円

撮影用三脚購入費用

4,900 円×113 脚×1.1=609,070 円

【備品購入費 電算関係備品購入費】

学習用端末購入費用

64,200 円×352 台×1.1=24,858,240 円

充電保管庫購入費用

281,000 円×5 台×1.1=1,545,500 円

令和3年度（2021年度）一般会計補正予算（第11号）に
おける予備費の追加について

内 容		金額（円）
一般会計補正予算（第4号）補正後の予算現額【A】		99,882,657
その後の予備費充当額【B】		42,227,277
コロナ対応関連経費	入院待機ステーション設置	39,475,637
	新型コロナウイルスワクチン3回目接種の準備等	2,702,140
	臨時休校措置に備えたモバイルルータの使用料	49,500
【C（=A-B）】		57,655,380
一般会計補正予算（第11号）補正額【D】		40,000,000
一般会計補正予算（第11号）補正後の予算現額【E（=C+D）】		97,655,380

学校教育情報通信ネットワーク再構築概要

1 事業の概要

学校教育情報通信ネットワーク（以下「SATSUKI ネット」という。）の再構築を行いシステムの導入を行います。

2 事業の内容

(千円)

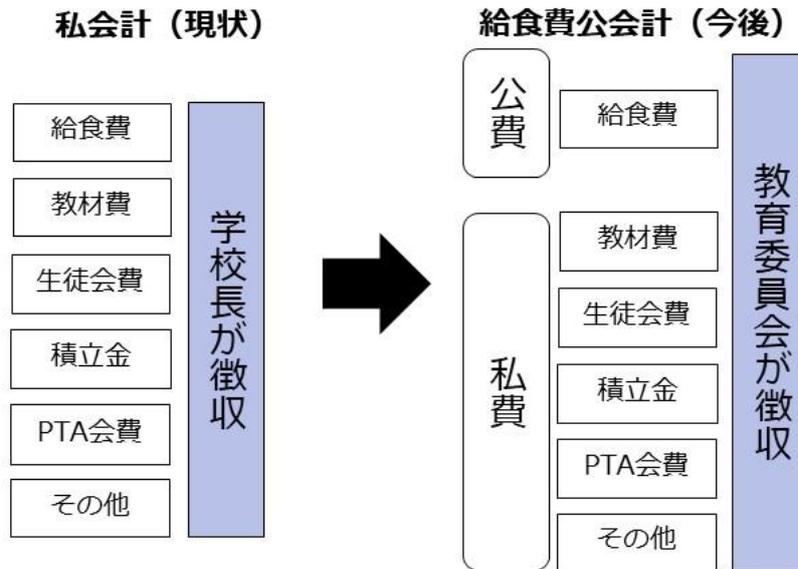
債務負担行為名称	事業内容	債務負担行為 限度額
学校徴収金システム構築・運用保守業務	学校徴収金システムを導入し、学校事務の負担軽減を図ります。	44,027
教職員人事情報・出退勤管理システム構築・運用保守業務	教職員人事情報・出退勤システムを再構築し、教職員の人事・出退勤管理業務をDX化することにより作業時間を削減します。	87,412
学校教育情報通信ネットワーク再構築業務	校務支援システムを再構築し、児童・生徒情報の一元管理・可視化を一層図ることにより、学習指導や生徒指導等の充実を図ります。	1,326,465
GIGAスクールネットワークシステム増強業務	複数のシステムを円滑に移働させるためにサーバをクラウド型として構築するとともに必要な通信環境を確保します。	221,176
学校教育情報通信ネットワーク再構築に係る電算機器等リース費用	教職員が使用する端末を校務系（個人情報を含むネットワーク）と学習系（教材作成インターネット用）に分けて貸与することで、より安全なシステムとします。	800,045

3 スケジュール

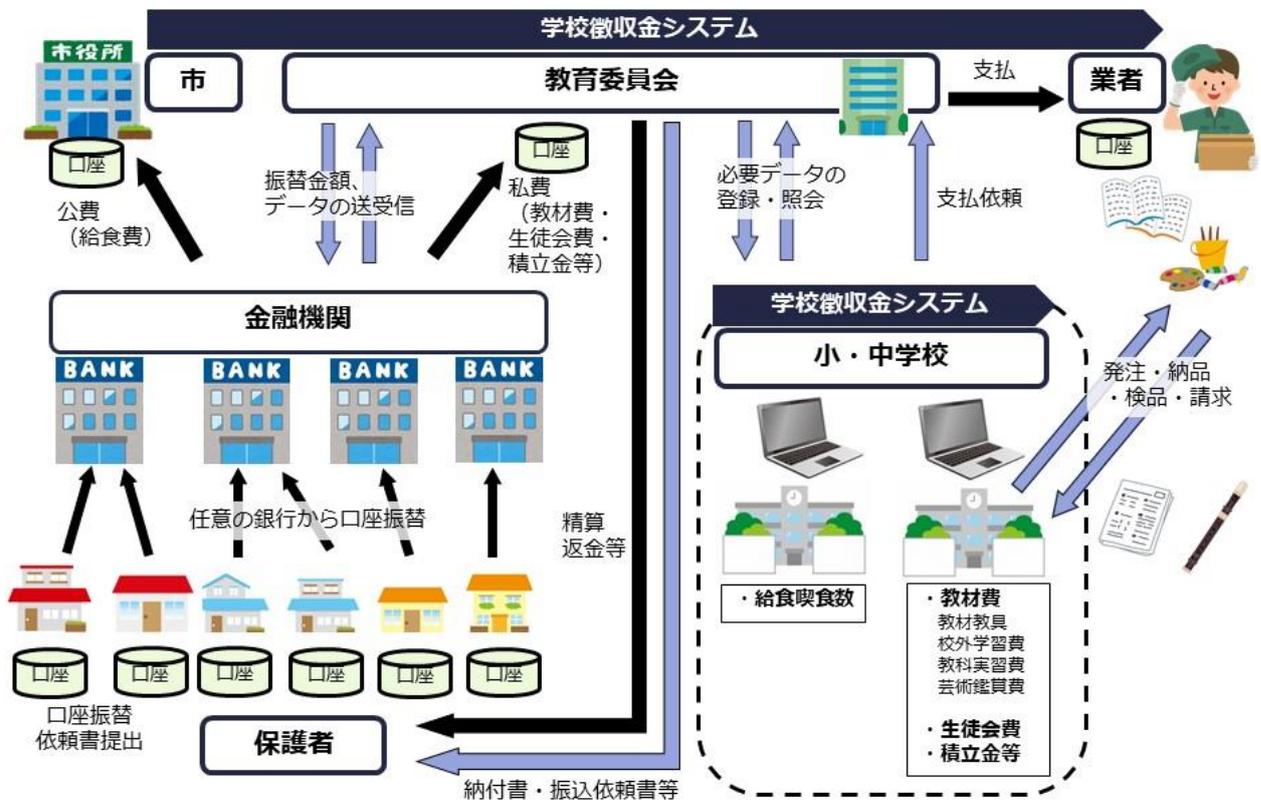
年度	令和3年度		令和4年度				令和5年度			
	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
調達仕様書作成										
業者選定										
システム構築										
運用										
教職員研修										

(1)

吹田市学校徴収金の現状とシステム導入後イメージ図



吹田市学校徴収金の一括徴収イメージ図



(2)

【現行『出退勤管理システム』】

人事記録	府費負担教職員の出退勤管理	市費負担職員の出退勤管理
<p>人事記録カード (手書きの紙媒体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の抽出や活用が困難 例) 名簿の作成に時間がかかる セキュリティ面の問題 例) 誰が添削、閲覧したか記録が残らない 手書きでの記入に多くの時間がかかる。 システムでの活用が不可 例) 人事異動時、 ・府への提出書類の作成 ・原簿、名簿類の整備 ・年次休暇の付与日数計算等の処理をそれぞれ別々に行う必要がある。 <p>また、人事異動を直ちにシステムに反映できない ⇒システムが利用できない期間が発生</p>	<p>教職員出退勤管理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ICカードで打刻 休暇申請はシステム上で <p>勤務時間の「見える化」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各員の勤務状況の把握 休暇取得状況の管理 統計情報等としての活用 <p>導入後の調査で実務を担う教頭の約8割が、 教員の意識が変化したと回答。 ⇒導入目的は一定程度達成</p> <p>ただし・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事情報と連動していない 	<p>紙のタイムカードで打刻</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙のタイムカードで打刻 休暇の申請は紙で提出 <p>紙の書類を職員が目視チェック</p> <p>会計年度任用職員システムへ職員が一件ずつ入力</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理期間が短い中で煩瑣な作業となっている 管理方法が府費負担教職員と市費負担職員で異なる

【新システム『教職員人事情報・出退勤管理システム』】

人事記録	府費負担教職員の出退勤管理	市費負担職員の出退勤管理
<p>電子データ データベース化</p> <ul style="list-style-type: none"> データ抽出や活用が容易に 例) 臨機応変な名簿類の作成 セキュリティ面の強化 例) アクセスログを管理 原本性を担保する 手書き作業の廃止 	<p>ICカードで打刻</p> <ul style="list-style-type: none"> ICカードで打刻 休暇申請はシステム上で <p>勤務時間の「見える化」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各員の勤務状況の把握 休暇取得状況の管理 統計情報等としての活用 <p>現行システムの範囲</p>	<p>システム上での機械的なエラーチェック</p> <p>システムからの出力データを会計年度任用職員システムへ一括で転記</p>
<p>← 一 体 化 →</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 他のシステム等での利活用が可能に ・人事異動時の処理フローを効率化 例) 異動情報の仮登録→府への提出書類の作成 →異動発令日に各システムへ反映→年休付与 また、システムが利用できない期間も解消 		<ul style="list-style-type: none"> 処理の標準化、自動化により作業時間を削減 学校での全職員の出退勤の一括管理が可能に ⇒学校現場（特に管理職）の負担軽減
<p>⇒機能強化により教育委員会や学校での作業時間を削減</p>		

新校務支援システムでの機能の強化 (データの一元管理→データの可視化→教育の質向上)



(4)

公立幼稚園における給食提供について

1 概要

令和 4 年(2022 年) 4 月からの水曜日の教育時間の延長（正午までから午後 2 時まで）に伴い、弁当持参となっている公立幼稚園において保護者の負担軽減を図るため、週 1 回、給食提供を行います。

2 対象

公立幼稚園 5 か所

吹田第三幼稚園、東佐井寺幼稚園、片山幼稚園、東山田幼稚園、南山田幼稚園

3 予算額（案）

【債務負担行為】

事 項	期 間	限度額
幼稚園給食調理業務	令和 3 年度～令和 4 年度	4, 6 0 0 千円

4 スケジュール

令和 4 年(2022 年) 2 月 入札・契約手続
3 月 発注準備業務
4 月 給食提供開始

